

平成28年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招集年月日 平成28年6月14日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成28年6月15日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福田喜義君	2	阿部豊君	3	寺崎俊男君
4	永安文男君	5	橋本義雄君	6	平田康範君
7	須藤敏規君	8	淡田邦夫君	9	仲村吉博君
10	西日出海君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事 兼企画財政課長	浦田純一君	総務課長	川内野勉君	住民福祉課長	内田明文君
保険環境課長	川崎順二君	建設課長	松本孝雄君	水道課長	山本勝憲君
産業経済課長 兼農業委員会事務局長	今道晋次君	教育次長	水本淳一君	会計管理者	谷添正人君
税務課長補佐	下條秀康君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中村義治君	議会事務局書記	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第29号 専決処分した事件の承認を求める件  
（佐々町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第30号 専決処分した事件の承認を求める件  
（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第31号 専決処分した事件の承認を求める件  
（平成27年度 佐々町一般会計補正予算（第7号））

- 日程第5 議案第32号 専決処分した事件の承認を求める件  
（平成27年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第6 議案第33号 専決処分した事件の承認を求める件  
（平成27年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第7 議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件  
（平成27年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））
- 日程第8 議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件  
（平成27年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第9 議案第36号 佐々町都市公園条例の一部改正の件
- 日程第10 議案第37号 訴訟上の和解に関する件

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（西 日出海 君）

おはようございます。本日は、平成28年第2回佐々町議会定例会の2日目です。本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、仲村吉博君、1番、福田喜義君を指名します。

それでは、本日は議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第29号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例等の一部を改正する条例） —

議 長（西 日出海 君）

日程第2、議案第29号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第29号 朗読）

中身の説明につきましては、税務課長補佐をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

税務課長補佐。

税務課長補佐（下條 秀康 君）

税務課長補佐。それでは、議案第29号について、御説明、報告をさせていただきたいと思っております。

議案書1枚めくっていただきまして1ページ目でございます。

佐々町税条例等の一部を改正する条例、第1条、佐々町税条例（昭和31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える、でございます。

1ページ目でございますけれども、新旧対照表をつけておりますけれども、今回改正の51条の改正箇所でございます。この51条につきましては、町民税の減免に関する規定でございますけれども、今回、地方税分野における個人番号利用の見直しが行われております。この関係に伴う改正でございます。

改正の内容としましては、町民税の減免申請書の提出において、個人番号記載が不要ということで改正されたことに伴う改正でございます。申告書の記載事項から個人番号に関する記載の部分が削除をしておるという改正でございます。

同じような内容でございますけれども、1ページ、もう1枚めくっていただきまして2ページ目でございます。2ページ目の、第139条の3でございますけれども、特別土地保有税の減免ということでございます。内容、趣旨については同様となるんですけども、これにつきましても特別土地保有税の減免申請の提出において、個人番号の記載が不要とされたことに伴う改正でございます。記載事項から個人番号に関する記載の部分を削除した改正でございます。

続きまして、固定資産税に関する部分の改正でございますけれども、また1枚戻ってもらいまして、1ページ目でございます。改正が56条でございます。この分につきまして、56条の規定としましては、固定資産税の非課税の適用を受ける場合の申告書の提出をすることが記載をされておるんですけども、こちらで提出する機関等が条文の中に記載をされておりますけれども、もう1枚めくって2枚目、2ページ目でございますけれども、今回、独立行政法人改革に伴いまして、法人の統合等が行われております。その関係で改正前の部分に下線を引いておりますけれども、独立行政法人労働者健康福祉機構、こちらが28年の4月1日で統合に伴いまして組織がなくなっておりますので、改正後におきましては、そのこの機構の部分を削除したものでございます。

続きまして、3ページ目でございます。3ページ目の制定附則の中にあります第10条の2でございますけれども、これは固定資産税に係る、わがまち特例の導入に伴う改正というものでございます。

まず4項でございますけど、これは法の附則、引用条文のところの号が今回の改正でずれたということに伴います、号ずれに伴う改正でございます。それと7項でございますけど、これは新たに追加をしております。わがまち特例の導入をしたということで、7項を導入しておりますけれども、まずわがまち特例について、ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

わがまち特例というものが、従来、地方税法で一律に定められておりました固定資産税の課税標準、または税額の特例措置が定められておりますけれども、今回、わがまち特例が導入され

ることに伴いまして、各自治体の自主的な判断に基づいて、その条例で割合を決定することができるというようなものでございます。

その決定する際でございますけれども、法律に定める、国の法律で定める特例の割合を参酌して、国が定める特例割合の範囲内で定めることができるという内容のものでございます。

7 項につきまして御説明をいたします。ここで規定する内容につきましては、津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例割合に対するわがまち特例の導入というものでございます。

それと10項から14項まででございますけれども、これもわがまち特例の導入に伴うものでございまして、内容としましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準特例措置によるわがまち特例の導入に伴うものでございます。

10項から14項まででございますけれども、10項の設備としましては、太陽光発電設備に関するものでございます。それと11項、こちらにつきましては風力発電に関するもの、12項に関しては水力発電、それと13項、これは地熱発電に関するものでございます。14項につきましては、バイオマス発電に関する事項でございます。

10項の太陽光に関しましては、従来からもありはしたんですけれども、今回ちょっと縮減をされて、内容が縮減されておきまして、買い取り制度に基づくものは対象外と、それで政府の補助等を受けて取得した、そういったものに対して適用するようなこととなっております。

続きまして18項、3 ページ目の下のほうですけれども18項でございます。これにつきましても、わがまち特例の導入に伴うものでございます。内容としまして、認定誘導事業所が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置に対するわがまち特例の導入ということで、それぞれ国の参酌基準をもとに、うちの町としても特例基準の割合を設定をしておるところでございます。

この設定に当たりましては、県下の市町村の状況等を把握しまして、県下の市町村におきましては、国の参酌する割合を採用しているということもありまして、本町におきましても同様に、国の参酌する基準を採用して制定をしておるところでございます。

続きまして、3 ページ目の下、第10条の3 でございますけれども、こちらにつきまして、第8項、4 ページ目、次のページ、4 ページ目でございますけれども第8項、こちらの記載の部分につきましては、省エネ工事を行った住宅に係る税額の減額措置が図られておりますけれども、この部分がちょっと縮減されたということに伴う改正でございます。

今までは、省エネ改修工事の1戸当たり50万を超えるものが対象となっておったというところでございますけれども、今回の改正におきまして、工事費から国、または地方団体から交付される補助金を控除した額が50万円を超えた場合が適用になるということでの改正でございます。その関係で、この5号のところ申告する書類の記載事項等に、その補助金の額等がわかるようなものを記載するようになったということでの改正でございます。

続きまして、5 ページ目に移ります。これが第2条関係でございます。佐々町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前欄の表中、太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下、「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当

該改正後表を加える。

内容としまして、これは昨年27年3月31日に改正しております税条例でございますけど、その部分をまた一部改正するという趣旨のものでございます。改正附則で定めておりました第5条でございますけども、たばこ税に関する経過措置ということで経過措置をうたっております。この分につきましては、紙巻きたばこの3級品に係る部分の特例税率の廃止に伴いまして、段階的に税率を引き上げて、通常のたばこと同じ税率に合わせていくというような改正がされておりますけども、そこに関する経過措置が第5条の中でうたわれておりました、この第5条に関しましては、その経過措置期間の読みかえの規定が定められておりますけども、こちらの改正が必要になったということで、所要の改正を行ったものでございます。

改正につきましては、10ページまで読みかえ規定の部分の改正を行ったものでございます。

最終10ページ目の附則でございますけども、施行期日につきましては、平成28年4月1日からの施行ということでございます。それと2条につきましては、固定資産税に関する経過措置をうたっておるところでございますけども、先ほど今回の改正でわがまち特例の条文が入った部分につきましては、28年4月以降に取得された資産、設備等に関しましては、29年度以降の年度分からの固定資産に適用するというところでの経過措置をうたったものでございます。

以上、今回の条例改正につきましての報告は、以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

1つは、個人番号、マイナンバーが、地方税については、さらに改正になって落とされるという説明であります。法人番号は残るわけですね。なぜ法人番号は残すのか、個人番号に限るのか。さらにマイナンバー導入における理由は、税と社会保障と災害というところでマイナンバーという形を導入するというのは出てきたわけなんですけど、そうすると、この地方税にかかわって改正がされたということについての特段の理由をお示しいただきたい。

議 長（西 日出海 君）

税務課長補佐。

税務課長補佐（下條 秀康 君）

税務課長補佐。今回のマイナンバーに関する取り扱いの改正につきましては、国のほうから一部見直しということで通知が出されておりました、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しということで、総務省自治税務局のほうから示されておるところでございます、この内容につきまして、今回見直しの内容といたしましては、この個人番号の記載を求めることによって、本人確認の手続と納税義務者の方、また特別徴収義務者の方の負担を軽減するというような趣旨を国のほうから示されております。

それで、これに関しては、地方税関係書類のうちに申告等主たる手続とあわせて提出するようなもの、それと申告後に関連して提出されると考えられるような一定の書類については記載を必要としないということで、納税義務者、特別徴収義務者等の事務負担を軽減するという趣旨での改正をするということでございまして、法人番号につきましては、その納税者等の負担を軽減するという部分と、今回は外して考えたということでの通知が来ておるところでございます。

それと、国税につきましては、国税の中で、その個人番号の利用等につきましては示され

ておる部分があるかと思いますが、ちょっとこちらのほうは今のところ把握をしておりませんので、よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

納税義務者の負担軽減と徴収義務者の負担軽減ということで、税のこの徴収分にかかわっては、この地方税に限らず、あらゆる分野にわたって、そういうふうには、個人番号が導入されたことによって、あらゆる分野で負担が増えていってるわけなんです。負担軽減ということでは、なぜ地方税だけでされたのか。しかも申告時に限ってということなんです。このことについては、極めて政治的な判断がなされておられるんじゃないかと思いますが、理由はただそれだけでしょうか。負担の軽減だけ、負担の軽減という意味でいえば、法人番号も同じだろうと思うんですが。さらに負担の軽減ということを取り上げれば、ほかの税についても、あるいは社会保障分野についても同じようにあるだろうというふうに思いますが、そのことについて、いま少し、ただ提案理由が表向きは今言われたようなところなんだろうけど、国会なんかでも質疑の中で、いろんなことが国から説明されてるかと思いますが、そのあたりについては把握はしていただけないでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）  
税務課長補佐。

税務課長補佐（下條 秀康 君）

税務課長補佐。今回の改正につきまして、地方税につきましても、国税における取り扱いと同様にとりような考えが示されておられて、国税に関しましても、そういった一部負担を軽減するようなことは改正を、見直しをされておるものと考えております。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

いや、私がお尋ねしてるのは、ただ表向き、皆さんに通達で出された理由だけではないんじゃないかということでお尋ねしてるわけですが、お答えがないようです。とにかく申告時に限ってということ自体が私は解せないんです。税というのは申告時だけ。違うでしょう。いろんな分野で出てくるわけなんです。申告時に限って負担軽減。随分と私に言わせれば恩着せがましい国の方針だというふうに思いますが、いかがでしょうか。説明が届いてると思います、役場のほうに。

議 長（西 日出海 君）  
税務課長補佐。

税務課長補佐（下條 秀康 君）

今回の地方税分野の各税目に係る手続における個人番号、法人番号の利用についてということで、各税目について、国のほうから見直した業務については通知が来ております。その中には、申告だけに限らない部分についても見直しがされておる部分もあろうかと思いますが、

今回、条例の改正に出てきた部分については、今回減免申請に関する部分のみが条例上改正が必要であったということをごさいます、中には、その申告以外の部分についても不要となったものが存在するということをごさいます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

反対の討論をいたします。

まず、個人番号については、これ新聞報道でもありましたけども、長崎市でこれにかかわったの事故がっております。それから、この危険性は導入されてからますます指摘されてるところが多く出てまいっております。個人番号をこの、今提案されたこと自体については、それはそれなりにいいことだろうと思いますが、個人番号に限る理由はありませんね。法人番号についても、それは同じような理由で外されてもよかったんじゃないかということでもあります。

したがって、私は住民税にかかわってだけではなくて、ほかの分野にも同じような負担が、それぞれの義務者には、端的に言えば町民ですね、負担はかかってくるわけですから、見直すならば全分野にわたって国は方針を出すべきであり、それに応えた町のやるべき仕事ではなかったかというふうに思います。

そういった点で、この住民税にかかわる条例の改正ということについては、反対討論をいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

国が定めた法律に基づいて、小さい自治体は条例を改正しながら地域住民の生活安定のために進めていかななくてはいけないということで、今回、国においても、マイナンバーについては住民の方に不都合があるということで、記載が必要でなくなったということをごさいますので、これはこれとして条例を制定して進めていくべきだと思っております。

賛成討論としておきます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第29号 専決処分した事件

の承認を求める件（佐々町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（西 日出海 君）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第 3 議案第 30 号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） —

議 長（西 日出海 君）

日程第 3、議案第 30 号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

執行部の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 30 号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

保険環境課長。それでは、議案第 30 号について、御説明をさせていただきます。

まず、添付しております資料について説明をさせていただきます。

今回の改正の内容としまして、まず 1 点目としましては、①に書いております国民健康保険税課税限度額の見直しとしまして、現行の 85 万円から 89 万円とするものであります。内訳としましては、基礎賦課額分を現行の 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金分を現行の 17 万円から 19 万円に引き上げるものとなっております。

これによる影響としまして、基礎賦課額分について 26 世帯、後期高齢者支援金分につきましては 10 世帯が該当し、約 72 万円の増収となる見込みです。この数値につきましては、先の委員会の際には、平成 27 年度の数値を用いて試算をしたところでございますが、今回、平成 28 年度の国民健康保険税のほうで再算定をしまして記載をさせていただいております。

2 つ目、②ですけど、国民健康保険税の低所得者の保険税軽減の拡充として、物価の上昇等の影響で低所得者が軽減対象から外れないよう配慮するため、5 割軽減と 2 割軽減の軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。5 割軽減につきましては、33 万円に被保険者 1 人当たり 26 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者に対して適用していましたが、これを 33 万円に被保険者 1 人当たり 26 万 5,000 円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者に拡大するもので、2 割軽減につきましては、33 万円に被保険者 1 人当たり 47 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者に対して適用していましたが、33 万円に被保険者 1 人当たり 48 万円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者に拡大するものです。な

お、7割軽減につきましては、現行どおりで今回改正をしておりません。

これによる影響としまして、5割軽減としまして、基礎賦課額後期高齢者支援金分が5世帯、介護納付金分が1世帯で約10万円、2割軽減として、基礎賦課額後期高齢者支援金分として13世帯、介護納付金分7世帯、計が24万円、合計で34万円の軽減となる見込みでございます。これにつきましても、平成28年度の国民健康保険税で再算定をして掲載をさせていただいております。資料については、以上でございます。

次に、議案第30号の本文のほうの説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、1ページ目です。佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、佐々町国民健康保険税条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下、「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下、「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正の部分につきましては、2条の課税額のところです。第2条の基礎課税限度額を52万円から54万円に引き上げます。

第3項後期高齢者支援金等課税限度額を17万円から19万円に引き上げます。

次、2ページをお願いいたします。

第21条、国民健康保険税の減額部分です。第2条第2項第3号の引用部分につきまして、基礎賦課限度額を54万円に、後期高齢者支援金分を19万円に改正するものです。

保険税の軽減制度は、地方税法の規定に基づき、低所得者層の負担を軽減するために、一定の所得以下の世帯に対し、被保険者均等割額と世帯別平等割額を減額して付加するものでございます。

まず、1号を略しておりますが、これは7号軽減に係る部分につきましてですけれども、改正がありませんので現行どおりということで略しております。

2号の5割軽減の規定につきましては、今まで33万円に被保険者1人当たり26万円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者に対し、適用していましたが、これを33万円に、被保険者1人当たり26万5,000円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者に拡大するものです。

次の3号の2割軽減の規定につきましては、今まで33万円に被保険者1人当たり47万円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者に対し、適用していましたが、これを33万円に被保険者1人当たり48万円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者に拡大するものです。

最後、附則ですけれども、施行期日としまして、1、この条例は平成28年4月1日から施行する。

適用区分2、改正後の佐々町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。7番。

7 番（須藤 敏規 君）

所管事務調査を行ったときの数字とちょっと資料が違うもんですから、どちらかを訂正していただかないと、委員会のほうが間違っておれば、本会議が正しいということで。一つは対象世帯のことで、私が報告をしたのは基礎賦課額が18世帯とか、いろいろ違う数字を申し上げた

んですけども、委員会と違う数字が上がってきてるものですから、委員会の私の報告が間違っていれば、そちらを訂正していただくようにしていただきたいんですけども。

それと下のほうの保険税軽減措置の拡充ということで、対象世帯とか、金額が申し上げられましたけども、ちょっと違うものですから、どのように捉えればいいのか、ちょっと今、困ってるものですから、それがわかってから質問いたします。

議 長（西 日出海 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

保険環境課長。すいません。その分の対象世帯部分の金額につきましては、申しわけございません。委員会で提出しましたときには、平成27年度の国民健康保険税で算定をさせていただいております。

というのは、平成28年度の算定がまだ終わっておりませんでしたので、27年度をもって比較をさせていただいたものを載せさせていただいているところでございます。

今回の資料につきましては、平成28年度の国民健康保険税の課税が関与しましたので、これを見まして最新の数値がというところで、平成28年度分で計上させていただいたところがございます。

以上です。両方とも間違いではないというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

そのように委員会で私が聞いておけば理解するんですけど、ポツとこう出されても、ちょっと私が理解に苦しんだものですから。私が聞き漏らしとったわけですね。そこを訂正するというのを委員会では発言なさったということですね。

議 長（西 日出海 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

大変申しわけございません。委員会の説明のときには、今7番議員さんがおっしゃったようなことを私は言うておりませんので、委員会で出した資料と違うものを本会議で出してしまったというところで申しわけなく思っております。すみませんでした。

議 長（西 日出海 君）  
ほか。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

これの7割軽減について、改正なしということですが、法律的にはそうだと思いますが、佐々町は国保の財政についての基金があります。これを機会に7割軽減、あるいは9割、あるいは免税というような、さらなる拡充ということはお考えにならなかったのでしょうか、そのことについてお尋ねいたします。

それと、ちょうど裏腹なんです、7割軽減について改正をしなかったということについては、今の軽減措置で十分対応できるというふうにお考えなのか、2点お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

保険環境課長。まず、7割軽減の拡充、また9割免除という部分につきましては、国民健康保険そのものを国の制度にのっとりまして、それに準じた形で行っておりますので、今のところその部分については担当としては考えておりません。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

7割軽減について改正なしということでございますので、今回提案する分について、今も、もちろん軽減措置あるわけなんです、それによって十分対応できると。33万円以下については検討する必要はないというふうにお考えなのかということです。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

申しわけありません。大変難しいところでございますけども、7割軽減につきましては、基礎控除額の33万円というところで規定がなされておるところでございますので、それを超えてのというのは、なかなか基準をつくるのも難しいというのがありますし、先ほど言います国の制度にのっとりまして、同じような国民健康保険の取り扱いをしておりますので、それについては改正はしないということで思っております。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、うちの保険環境課長が申しましたように、地方税法の改正に伴いまして、それに沿って本町としては改正しているわけでございまして、先ほど申されましたように7割、9割軽減というのは町としては今考えてないと。たしかに仲村議員さんが言われるように、ことしは黒字だったということで新聞にも載せたわけでございますけど、これはその年にならなきゃなかなか難しいわけですね。病気、どんなことが出るのかというのがわからないわけでございますので、町としては今のこの国民健康保険税の地方税法で十分対応してやっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

いいですね。ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）  
ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）  
賛成討論します。  
マイナス部分としては、賦課の限度額が上がってますので、この部分については決していいことじゃないというふうに思いますけれども、低所得者に対する対応ということでは、十分評価できるものであります。先ほど申し上げた意見も、これからもぜひ実現を求めて意見を申し上げていくつもりでございますが、これに限っては低所得者に対する対応ができていとされているということで、賛成討論いたします。

議 長（西 日出海 君）  
ほかありませんか。  
  
（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）  
ないようですので、討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第30号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認することに異議ありませんか。  
  
（「異議なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）  
異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定しました。

— 日程第 4 議案第31号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町一般会計補正予算（第7号）） —

議 長（西 日出海 君）  
日程第 4、議案第31号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。  
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）  
  
（議案第31号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

企画財政課長。では、議案31号の1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入から御説明申し上げます。1款町税、補正額51万9,000円、計15億1,261万7,000円、4項町たばこ税、補正額51万9,000円、申しわけありません。最初から申し上げます。

1款町税、補正額減額の51万9,000円、計15億1,261万7,000円、4項町たばこ税、補正額減額の51万9,000円、計1億2,848万1,000円。2款地方譲与税、補正額152万3,000円、計5,308万8,000円、1項地方揮発油譲与税、補正額157万8,000円、計1,612万5,000円、2項自動車重量譲与税、補正額減額5万5,000円、計3,696万3,000円。3款利子割交付金、補正額減額13万3,000円、計196万8,000円、1項利子割交付金、補正額、計ともに同額でございます。4款配当割交付金、補正額減額1万4,000円、計547万9,000円、1項配当割交付金、補正額、計ともに同額でございます。5款株式等譲渡所得割交付金、補正額減額43万円、計457万円、1項株式等譲渡所得割交付金、補正額、計ともに同額でございます。6款地方消費税交付金、補正額102万円、計2億4,812万円、1項地方消費税交付金、補正額、計とも同額でございます。7款自動車取得税交付金、補正額2,000円、計655万3,000円、1項自動車取得税交付金、補正額、計ともに同額でございます。9款地方交付税、補正額3,913万9,000円、計15億3,645万9,000円、1項地方交付税、補正額、計とも同額でございます。10款交通安全対策特別交付金、補正額26万1,000円、計176万1,000円、1項交通安全対策特別交付金、補正額、計ともに同額でございます。11款分担金及び負担金、補正額減額7万円、計1億3,254万2,000円、1項分担金減額26万7,000円、計393万3,000円、2項負担金、補正額19万7,000円、計1億2,860万9,000円。12款使用料及び手数料、補正額減額3万1,000円、計2億255万7,000円、1項使用料、補正額5万円、計1億6,169万8,000円、2項手数料、補正額減額8万1,000円、計4,085万9,000円。13款国庫支出金、補正額減額723万1,000円、計7億4,675万9,000円、1項国庫負担金、補正額減額604万8,000円、計4億4,396万3,000円、2項国庫補助金、補正額減額171万5,000円、計2億9,945万8,000円、3項委託金、補正額53万2,000円、計333万8,000円。14款県支出金、補正額減額1,986万6,000円、計3億6,122万9,000円、1項県負担金、補正額減額1,044万2,000円、計2億4,189万2,000円、2項県補助金、補正額減額901万6,000円、計8,445万2,000円、3項委託金、補正額減額40万8,000円、計3,488万5,000円。15款財産収入、補正額4,784万7,000円、計1億6,876万1,000円、1項財産運用収入、補正額5,000万1,000円、計1億4,968万3,000円、2項財産売払収入、補正額減額215万4,000円、計1,907万8,000円。16款寄附金、補正額39万円、計5,463万7,000円、1項寄附金、補正額、計ともに同額でございます。17款繰入金、補正額減額115万6,000円、計3億5,301万3,000円、2項基金繰入金、補正額115万6,000円、計3億5,301万2,000円。19款諸収入、補正額90万1,000円、計5,307万2,000円、1項延滞金、加算金及び過料、補正額30万9,000円、計193万4,000円、2項預金利子、補正額79万4,000円、計89万3,000円、3項貸付金元利収入、補正額減額2万1,000円、計17万9,000円、4項雑入、補正額減額18万1,000円、計5,006万6,000円でございます。20款町債、補正額減額1億8,860万円、計7億6,590万円、1項町債、補正額、計ともに同額でございます。歳入合計、補正額減額の1億2,696万7,000円、計64億4,909万8,000円。

3ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、補正額156万4,000円、計12億5,169万円、1項総務管理費、補正額404万5,000円、計11億4,063万4,000円、2項徴税費、補正額減額107万2,000円、計6,442万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費、補正額減額135万円、計3,198万1,000円、5項統計調査費、補正額減額5万9,000円、計584万8,000円。3款民生費、補正額減額4,764万5,000円、計14億5,511万2,000円、1項社会福祉費、補正額減額2,049万5,000円、計6億8,577万円、2項児童福祉費、補正額減額2,695万円、計7億6,894万4,000円、3項

災害救助費、補正額減額20万円、計39万8,000円。4款衛生費、補正額減額892万5,000円、計6億9,261万9,000円、1項保健衛生費、補正額減額622万円、計3億4,781万9,000円、2項清掃費、補正額減額270万5,000円、計3億3,880万円。6款農林水産業費、補正額減額767万7,000円、計1億9,190万9,000円、1項農業費、補正額減額735万2,000円、計1億8,816万1,000円、2項林業費、補正額減額32万5,000円、計354万4,000円。7款商工費、補正額減額182万6,000円、計3,459万6,000円、1項商工費、補正額、計ともに同額でございます。8款土木費、補正額減額2,760万2,000円、計9億8,288万4,000円、1項土木管理費、補正額0、計5,354万6,000円、2項道路橋梁費、補正額減額1,669万7,000円、計2億4,222万4,000円、3項河川費、補正額減額231万1,000円、計4,751万円、5項都市計画費、補正額減額491万9,000円、計5億7,009万4,000円、6項住宅費、補正額減額367万5,000円、計6,827万7,000円。9款消防費、補正額減額1億8,233万9,000円、計5億7,432万5,000円、1項消防費、補正額、計ともに同額でございます。10款教育費、補正額減額2,734万4,000円、計4億7,151万3,000円、1項教育総務費、補正額減額11万5,000円、計4,963万6,000円、2項小学校費、補正額減額386万9,000円、計1億4,049万1,000円、3項中学校費、補正額減額378万5,000円、計7,119万円、4項幼稚園費、補正額減額1,369万円、計7,865万2,000円、5項社会教育費、補正額減額366万5,000円、計9,762万5,000円、6項保健体育費、補正額減額222万円、計3,391万9,000円。11款災害復旧費、補正額減額11万6,000円、計865万7,000円、1項公共土木施設災害復旧費、補正額減額11万6,000円、計488万5,000円。12款公債費、補正額減額48万円、計4億6,952万6,000円、1項公債費、補正額、計ともに同額でございます。14款予備費、1億7,542万3,000円、計2億3,005万4,000円でございます。1項予備費、補正額、計ともに同額でございます。歳出合計、減額1億2,696万7,000円、計64億4,909万8,000円でございます。

5ページをお開きください。第2表地方債補正、変更でございます。起債の目的、それから補正前、補正後という形で説明をいたします。

まず、防災対策事業債、第2分団消防自動車購入事業でございますが、補正前限度額1,500万円、補正後の限度額を1,340万円でございます。起債の方法につきましては普通貸借又は証券発行。利率が年3.0%以内（ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる、ということで、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、全て補正前に同じでございますので、省略をさせていただきます。

次に、起債の目的、緊急防災・減災事業債、これは広域消防事務負担金の消防救急無線デジタル化分でございます。補正前の限度額5,320万、これは補正後の限度額4,640万円に変更いたします。

次に、緊急防災・減災事業債の総合防災システム整備事業にかかわるものでございますが、補正前につきましては、4億8,000万円、これを補正後ということで3億160万円へ変更いたします。

次に、公営住宅建設事業債ということで、松瀬団地屋根・外壁・ガス管改修事業につきましては、補正前の限度額880万円を、補正後限度額710万円へ変更です。

最後に、公共事業等債、都市再生整備計画事業につきましては、補正前限度額を1億3,230万円、これを補正後1億3,220万円ということで減額いたします。

いずれも事業費の減等によります地方債限度額の減額という形になっております。

6ページは割愛をさせていただきます、7ページ、8ページから歳入歳出の主なものについて御説明をいたします。

まず、10ページをお開きください。

9 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税でございますけれども、今回補正で 3,913 万 9,000 円計上させていただいておりますけれども、これは特別交付税の決定によるもので、当初の予算額 5,000 万円から、決定額 8,913 万 9,000 円と、これが 3 月 18 日の決定分でございますが、これでその差額 3,913 万 9,000 円を増額補正させていただいているところでございます。

次に、13 ページをお開きください。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金の中で、13 ページの上段にあります施設型給付費負担金ということで、減額 1,678 万 5,000 円と上がっておりますけれども、これも実績に基づく負担金の減というふうな形になっております。

同じく県の負担金の分につきましても、14 ページの一番下のほうに記載をいたしておりますけれども、施設型給付費負担金、4 分の 1 の負担分でございますけれども、これも実績に基づきまして、減額 839 万 2,000 円ということで計上させていただいております。

それから、歳入の部につきましても、18 ページをお開きください。

15 款財産収入、1 項財産運用収入の 2 目利子及び配当金ということで、今回補正額 5,008 万 4,000 円が計上させていただいておりますけれども、このうち 5,008 万 3,000 円につきましては、財政調整基金利子ということで、全額、債券運用分に伴う利子という形になっております。内訳につきましては、3 億円と 2 億円の地方債を 3 月の末に売却したことによる利益というふうになっております。

それから、歳入は以上で、歳出のほうに参りますが、24 ページをお開きください。24 ページの 2 款 1 項総務管理費、2 目財政管理費の中で、今回減額の 1,264 万 5,000 円減額補正をさせていただいております。主なものといたしましては、説明欄に記載しておりますとおり、公共施設等総合管理計画策定業務委託料ということで、当初 3,000 万円の予算を計上させていただいておりますけれども、委託内容の見直しと、あと入札執行の残によりまして、1,250 万 4,000 円の減額という形になっております。

それから、27 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目財政調整基金費ですけれども、これで今回補正額 5,008 万 3,000 円計上させていただいておりますけれども、これを先ほど収入の財産収入のほうで御説明いたしましたとおり、債券運用にかかわる利子分を積み立てるものでございます。

このページの一番下のほうに、20 目諸費がございます。この分で 175 万 7,000 円の歳出補正予算を計上させていただいておりますけれども、説明欄にありますとおり、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金返還金ということで、これは平成 26 年度の国の補正予算に伴いますプレミアム商品券を今年度発行した際の交付の決定額と実績額の差という形で、その分を年度が変わりますので、27 年度の予算として還付する必要がございますので、その分を計上させていただいております。

それから、34 ページになりますけれども、3 款民生費、2 項児童福祉費、これの 3 目児童福祉施設費、これで 19 節の負担金、補助及び交付金の中で、これも施設型給付費の分が上がっておりますけれども、減額が上がっておりますが、これも歳入と同じく、実績に伴う部分、減額になってございます。

すいません、41 ページをお開きください。41 ページ 8 款土木費、2 項道路橋梁費ということで、大きな金額としては、2 目道路新設改良費の中で、15 工事請負費 1,248 万 8,000 円の減額ということで、町道八口川添線などの町道舗装改良工事の執行残と、あと橋梁の長寿命化対策の実績減による減額という形になっております。

次のページの 42 ページのほうにございます 8 款土木費、5 項都市計画費、3 目都市再生整備計画事業費の補正額 426 万円の減額につきましては、これは主なものということで、地域交流センター建設工事の実施設計委託金ということで、これは入札執行残によるものでございますけれども、減額補正をさせていただいております。

それから、44ページをお開きください。44ページ、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費でございますけれども、この災害対策費の中には、移動系と同報系と2つの防災関係の経費が計上されておりますけれども、今回の補正額減額1億7,005万4,000円、この分の主なものにつきましては、総合防災システム同報系整備工事の工事請負費の減額のマイナス1億6,836万円の減によるものということでございます。これにつきましては、入札の執行残の分と、主には入札の執行残によるもので、この金額を計上させていただいております。

あと大きな、もっと言いますと、47ページの10款教育費の4項幼稚園費ということで、幼稚園管理費、1目幼稚園管理費で、これも同様に施設型給付負担金の減額1,163万9,000円というのが上がっておりますけれども、これも実績に伴う支出の減という形になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

#### 議 長（西 日出海 君）

各所管担当課長のほうから補足説明がありましたら許可します。保険環境課長。

#### 保険環境課長（川崎 順二 君）

保険環境課長。申しわけございません。専決の予算書の中の36ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の中の12節役務費でございますが、ごみ袋取扱手数料を増額させていただいております。

これにつきましては、町内事業所で指定ごみ袋等を販売していただいておりますけれども、この部分の販売量に応じまして、手数料が発生するものでございますが、2月時点での3月末までの販売見込みの見込みが甘かったということもございまして、まことに申しわけございませんが、増額をさせていただいております。

それからめくって、37ページでございます。3目のし尿処理費、この部分の13節委託料と19節負担金、補助及び交付金でございますが、し尿処理関係につきまして、現在委託をしているところでございますけれども、この部分の委託料及び搬送に伴う補助金ですけれども、これが当初見込みからしますと、1回の搬送分程度分ぐらいが不足しましたので、申しわけございませんが、これも増額をさせていただいております。

以上です。

#### 議 長（西 日出海 君）

ほかは。総務課長。

#### 総務課長（川内野 勉 君）

22ページをお願いします。

町債の2目総務債、1節防災対策事業債、マイナスの160万ですけれども、消防自動車の購入でございます。当初1,500万円を予定いたしましたけれども、執行残が出ましたのでその分減額になりまして、160万の減額ということになっております。

次に、2節の緊急防災・減災事業債でございます。この中の説明の中の上段の部分でございまして、広域消防の事務負担金の中で、平成27年度に消防救急無線のデジタル化ということで取り組まれておまして、その分につきまして、起債の借入れが多くなっております。当初5,320万で実績が4,640万ということで、680万円の減額ということになっております。

次のページをお願いいたします。

1目一般管理費でございます。主な減額の大きな減額のところを説明していきたいと思っております。

まず9節の旅費でございます。特別旅費の229万4,000円の減額でございますけれども、これ

につきましては、職員の長期研修ということで検討しておりましたけれども、実施をしておりませんで減額ということになっております。

次に、役務費でございます。218万4,000円の減額ですけれども、主なものにつきましては、通信運搬費の郵便料の減額と、それと郵便料につきまして、他課からの振りかえがありまして、185万5,000円を減額しております。

次に、13節の346万1,000円の減額ですけれども、上段の38万6,000円につきましては、町村会の業務で代替しておりますので、執行残、不用額ということになりました。

3番目の人事評価制度の導入支援業務委託料ということで、300万円上げておりますけれども、平成28年10月に実施をするということに決定しまして、その分減額させていただいております。なお、この分につきましては、28年度で予算を計上させていただいております。

次に、18節の備品購入でございます。庁舎備品の79万7,000円でございますけれども、キャビネットを購入しておりますので、その執行残でございます。

26ページをお願いいたします。9目の電子計算費でございます。このまず11節の需用費でございます。その中の消耗品費でございますけれども、通常の印刷機から輪転機に印刷の内容が変わったということで、その分のトナーが安くなっております。それと、電算室のラインプリンター用のトナーの分も減額になっておりまして、機械の買いかえに伴う減額ということになっております。それとGIS用のトナーにつきましても代替のプリンターで対応するというので、その分につきましても減額になっておりまして、195万ほどの減額となっております。

次をめぐっていただきまして、13節委託料でございます。この中で3番目のソフトメンテナンス委託料でございます。387万円の減額でございます。この分につきましては、地図情報システムの執行残、それとマイナンバー制度導入に伴うネットワーク改修費ということで、その執行残ということに、減額になっております。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ないですか。建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

建設課長。41ページの道路橋梁費の道路新設改良費で、19節の負担金、補助及び交付金……

議 長（西 日出海 君）

もう少し大きい声で言ってください。

建設課長（松本 孝雄 君）

はい。減額の19節負担金、補助及び交付金の減額200万円、長崎県施行地元負担金ですが、これは都市計画街路事業の棚方崎真申線の分でございます。地方特定事業の事業費ベースでいきますと1,000万円、20%負担でありますので、今回200万の減額をお願いしております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。すいません、38ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費の9目になります。農地費です。11節需用費、減額の284万8,000円、修繕料というふうになって

おります。当初の予定では、大新田の排水機場の直流電源装置の交換を予定しておりましたけれども、バッテリーの交換で一時的な対応ができたということで、数年後にはまた発生するかもしれませんが、一時的な対応ということで、今回は交換を見送っております。

それから、その下の14目の加工業務用野菜産地育成推進事業費ですけれども、玉ねぎの振興に係る部分で、暗渠排水の工事をしておりますけれども、15節工事費で200万9,000円の減額でございます。あわせて歳入等も補助金等の減額が出ております。

それから、めくっていただきまして、39ページでございます。7款商工費、1項商工費の3目観光費ですけれども、12節役務費のところの減額の30万、古川岳遊歩道案内看板設置手数料ということで当初予定をさせていただいております。設置する準備を進めておたわけですけれども、予定地のところの手すりと階段のところの老朽化が見られたために、27年度による看板の設置を見送っているところでございます。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（内田 明文 君）**

住民福祉課長。ページのほうは12ページをお願いいたします。一番下の欄にあります13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の1節障害自立支援給付費負担金ですけれども、こちらのほうは290万8,000円補正を上げておりますけれども、大きな伸びとしまして、児童福祉の分が増額がありましたので、その分で増となっております。国の分と同じように、県のほうも、14ページのほうをお願いいたします。14ページも同じように、一番下の欄にあります14節県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の障害者自立給付費負担金ですけど、同じような理由で145万4,000円増額をしております。

それから16ページをお願いいたします。14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金の一番上の欄になりますけれども、長崎県重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業補助金として、72万4,000円計上しております。これにつきましては、先ほどの自立支援事業の中に訪問系サービスがあります。これにつきまして、国庫の基準があるんですけれども、それを越えた部分につきまして4分の3の補助がありますので、その分の額で72万4,000円を計上しております。

それから、歳出のほうですけども、32ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、20節扶助費です。この中の福祉医療費助成、小中学生の部分ですけども、これにつきましては、昨年度の10月の医療分から、福祉医療を小中学生まで拡大した部分なんですけれども、実績のほうは95万6,000円ということで、その分の減額で274万4,000円の減額をしております。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

ほかないですね。企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

企画財政課長。一つ御説明をさせていただきたいと思います。

26ページをお開きください。企画費6目企画費の中でも賃金で3,000円ほど増額の補正をさせていただいております。これはふるさと納税を平成20年度から開始させていただきまして、かなり御寄附をいただいているところですけども、その分のかなり事務、領収証の発行とか、納税者、寄附者へのその対応などでかなりの事務を必要としましたので、9月補正で20万2,000円

ほどの補正を賃金に上げさせていただいておりましたけども、パートさんを時間で、臨時職員さんを雇っていたところなんですけども、最初の見込みで申しわけございませんけども、約 2,100 円ほど、時間にして 2.5 時間ほどの予算不足が生じてまいりましたので、ここはちょっと見込み具合もちょっと不足したということで、非常に申しわけございませんけども、3,000 円ほど今回補正という形で上げさせていただいております。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかないですね。

それでは、これから休憩に入ります。11時25分より再開いたします。

（11時17分 休憩）

（11時25分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企画財政課長。申しわけございません。先ほど私のほうが説明しました内容につきまして、ちょっと一部不適切なことがございましたので訂正をさせていただきたいと思います。

31号議案の44ページになりますけども、9款消防費の1項消防費、4目災害対策費の中で、工事請負対策費の減額分につきましては、総合防災システム整備工事の入札残というふうに御説明を差し上げたところですけども、ここにつきましては、プロポーザル方式での随意契約という形でさせていただきましたので、入札という表現ではなくて、プロポーザルによる選定の結果による事業費の減という形に訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これより質疑を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

今、細かなところは申し上げないんですが、企画財政課長、総務理事にお尋ねいたします。

全体として減額補正、そして予備費にお金が流れている。この予備費は決算になれば、基金に積み上げられていくという形になろうかと思うんですが。そもそも当初予算、あるいは補正予算の組み方に問題があったかなかったか、そういったことについて検討は、その部署としてなさったのかどうかということをお尋ねしたいんですが。それぞれの原課からこれだけ減額しますよということで、報告なり予算のあれが出てくるかと思いますが、これについて、これだけの大きい金額がそれぞれ補正されてるということ、減額されてるということなんですけども、そのことが適切であったのか、そもそも積み上げが正しかったのかどうかということについて、執行部のサイドで検討を加えられたのかどうか、そのことの結果、こうやって提案されたというふうに思うんですが、そのあたりについて、内部での検討状況をお聞きしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

企画財政課長。今回の御指摘のとおり、専決補正額で 1 億以上の補正が出てきているところでございます。議員御指摘のとおり、予算を策定する際には、きちっと精査をしながら各課もやはり取り組んでいかないといけないものでございますし、予算編成のときには、きちっとした説明を受けて、我々も査定をしているところでございます。結果、こういうふうな形で出てきたというところにつきまして、内部で検討したのかという御質問につきましては、会議等を開いて、これを検討したというのは、申しわけございませんが、ございません。

ただ、例年でございますけれども、このような執行残が出てくるというのは、おっしゃるとおり事実でございますので、毎年度の予算査定のときには、きちんと資料もつけて、財政当局としましては、その辺を見て予算をつけていかなければならないということで、課の方針としては、そういうことでいきたいというふうには思っております。よろしく申し上げます。

**議 長（西 日出海 君）**

9 番。

**9 番（仲村 吉博 君）**

端的に言えば、当初予算組むときに、資料に基づいて査定しながら予算を決めていくということなんですが、この最終的な決算前の補正予算ですよ。だから、これが決算につながっていく質疑にもなるかと思うんですが、そのときに最終補正のときに、やはり当初予算を組むときと同じようなきっちりした査定なり、査定じゃないですね、精査をするというのが、あなたの部署の責任だろうと思うんですが、そのあたりについては、当初予算のときと同じような形でしっかりとそこをしていかないと、決算もきっちりならないし、次の次の年度になりますか、当初予算を組むときに、やはりそのあたりで甘さが出てくるのではないかというふうに思うんですが。

そのあたりについては、ただ事務的に流してこられるということであってはならないと思うんですが、どういうふうな実態なのかをお示しをいただきたいということで質問してるわけですが。これからこうしますということじゃなくて、こういうことの結果でこういう提案をしますというふうな御説明をいただかないと具合が悪かろうと思うんですが、いかがでしょうか。

**議 長（西 日出海 君）**

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

当初予算を確かに組むときに、今見積もりとかいろいろと精査をして、財政課のほうでやってるわけでございますけど、やはり私もいつも職員に申すわけでございますけど、やはりもう少し見積もりというのをきちっとやっていかなきゃならないと。それから、予算をとったら必ず早く執行するよということをお願いをしているわけでございますけど、やはりいろいろなそごといいますか、そういうことがあるのかどうか、わからないわけでございますけど、やはりこういう、いつも決算のときにこんなのが出てくる。決算のときに、どこがどう言ったかっていうと、私も最後にはわからなくなってしまうわけでございますので、そこら辺はきちっと、やはり職員に対してお願いをしてやっていかなきゃならないと思ってますし、これについては、やはり財政課長を中心に、副町長もおりますし、やはり財政的に詳しい人たちがきちっとそういう、なぜこうなるのかという原因追及というのはやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (西 日出海 君)

9 番。

9 番 (仲村 吉博 君)

私が申し上げてるのは、けしからんということを申し上げているわけじゃなくて、例えば、住民の皆さんの生活支援のために組んだ予算が、やはり軒並み減額されているということ、確かに実績に基づく減額だろうというふうには思いますけれども、そうすると、それは必要なところに必要な手立てが行った結果がこうなのかということが疑問にあるわけですね。しっかりと町の意図なり町の行政が住民の隅々まで行き渡った結果、こうなのかということをお聞きしてるわけです。

そのあたりでせつかくのいろんな佐々町独自の周辺の自治体に比べて誇る予算、財政政策もあってきているわけなんですけど、そういったことが必要とされる人たちにきちりと届いているのかどうなのかということについて、十分な検討をした上で、やはり財政当局、見ていかなければならないと思うんですが、そのあたりについて、今の答弁の中では、なかなか見えてこないんですけどね。

ただ実績に基づく補正、行政執行した結果、多過ぎたということで減額するとか、いろんな理由がそれぞれ説明されましたけども、本当に町がやりたいこと、行政がすべきことが届いているのかどうなのかということについて疑念があるもんですから、どういうふうなそのあたりの検証を踏まえた上で最終補正をされたのかということを経済的に聞きしているわけです。個別にいろいろお聞きするということになりますと短時間では済みませんので、総括的なところで財政当局にお尋ねしてるわけですが、質問の趣旨がわかったでしょうか。3 問目ですので、答弁をいただきたいと思います。

議 長 (西 日出海 君)

どちらで。企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長 (浦田 純一 君)

その事業に必要な予算と、それから執行の結果につきましては、当然、各課のほうでまず一元的にはしっかり精査をしていただいているというふうには思っております。今回、専決補正を出していただく、出させていただいたわけですけども、3 月から今議会までに、やはり数字を決算見込みという形で固めて出していただきましたけども、その分で我々と各課のほうで 1 件ずつ、その執行残について協議をしたという部分については、確かにございません。

これは、あまり余分なお金を予算に計上させてしているかということ、それは予算のときに、前年度の予算のときに査定をさせていただいております。結果、どういう理由で今回執行できなかったかという、そこを踏まえて、次の予算編成のときには、決算もあるでしょうけども、次の予算編成のときには、本当にそこが実効性が本当に今度は伴うのかということろまで見て、来年度の予算編成につなげていかないといけないんじゃないかなと思っております。

以上です。

議 長 (西 日出海 君)

ほか、ありませんか。8 番。

8 番 (淡田 邦夫 君)

27 年度の歳入において、ちょっとお伺いいたします。

自主財源、依存財源ということであるわけでございますけれども、この27年度の歳入において、自主財源、依存財源、どのくらいの比率になっておるのかということをお伺いいたします。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

申しわけございません。基本、依存財源と申しますと、交付税、補助金とか、負担金補助金の形になるかと思えますけれども、27年度の方で自主財源と依存財源の部分についてという御質問につきましては、今の現在では、申しわけないですけども数値を押さえておりません。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

私がお聞きしたのは、国県においては、財政難ということでテレビ報道でよくお聞きするものですから、その中において、自主財源を今後どのように考えておられるのか、大きく言えばですよ、佐々町において。やはり佐々町は単独ということで今住民の方がしておりますので、ぜひともそういうことで、どのようにお考えなのかなということ、大きなことで申し上げましたけれども、そういうことで思っとるものですから質問させていただきました。

議 長（西 日出海 君）

町長、どうぞ。

町 長（古庄 剛 君）

確かに今、私が思ってる、三十何%ぐらいが自主財源と私は思ってます、全体的にですね。佐々町のちょっとしっかりした数字は持たないわけですけど。その部分で、やはり自主財源というのは税が主なものでございます。地方税、固定資産税が主なものでございまして、やはりそれを上げるというのは、やはり住民の人に佐々町に住んでいただいて家をつくってもらおうと。それからもう一つは、やはり工場誘致ですか、やはりそういうことで佐々町に法人税も、もちろんありますので、そういう自主財源といえますか、税を落としてもらおうというのが一番の、早く考えればそういうことで、町としては、やはりそういう方向性をやっていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほか。6 番。

6 番（平田 康範 君）

先ほど減額補正の説明の中で1点、ちょっと疑問が生じたので質問させていただきます。23ページの旅費の問題で、特別旅費が229万4,000円減額になっています。これ、理由を聞きますと、職員の長期研修を予定しておったが、今回実施しなかったということでございますけれども、この研修は、どんな研修を予定されておったのか、また職員は何名ぐらい予定されておったのかをお聞きします。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

**総務課長（川内野 勉 君）**

この研修につきましては、前回、6 番議員さんから質問された職員の町村会の研修とは、また別枠でとって予算でございます。この分につきましては、今、議会の議員さんたちも研修に行かれていますかと思えますけれども、市町村アカデミーとかいう国の地方公共団体の職員の研修機関がございます。それと自治学校、過去にこういった研修に職員が行った実績がございます。今、そういった研修は実施しておりません。

そこで、2 週間とか、長いところはもう 1 カ月とかあるんですけども、そういった研修を検討するという事で予算を取っていただいたんですけども、いかんせん今、市町村の町村会のほうで今やってる実務研修のほうでも、1 泊 2 日では職員を 2 名は出せないとか、1 名も出せないとかいうような現状でありまして、長期の研修に職員を出すということが、どうも今の職員数では厳しいということで、この長期の職員研修につきましては、今後はしばらくは検討しないということで予算を全額落としております。本当に申しわけないというふうに思っておりますけれども、ほかの業務の研修のほうで、なかなかそっちも原課から職員の手が上がらないという状況なものですので、まずはそっちの職員の実務研修のほうにしっかり行ってもらうということで、長期の職員研修につきましては見合わせたということでございます。本当に申しわけないと思っております。

**議 長（西 日出海 君）**

6 番。

**6 番（平田 康範 君）**

人数、職員の配置関係もあるかと思うんですが、やはり私どもも議員として研修に行っておりますけれども、やはりこう行ってみますと、ほかの自治体においては、やはり 1 週間、10 日、あるいは長いところは 1 カ月まではいかないかと思えますけれども、長期研修で参加されている方が相当おるわけですね。各企業、自治体だけじゃなくて、ほかの企業におきましても、やはり職員教育というのは大変重点を置いて取り組んでおるわけですよ。やはり町の職員の皆さんも、やはり知識を習得するため、また資質向上のためには、やはりこういった研修も、せっかくこうして予算を計上しとるわけですので、やはり実施すべきだったということを私は指摘しておきます。

**議 長（西 日出海 君）**

ほかありませんか。2 番。

**2 番（阿部 豊 君）**

全体で専決で減額がきれいに出てきまして、決算書はきれいな決算書ができるんだろうなというふう感じておるんですけども。結局、先ほど来からの質疑があつてますように、実際、実績で改善して不用額が出てきたんだよという部分であれば、そういったものが見えるというふうな、不用額を残すことによって、改善して不用額が発生しましたと、実績ですよという部分のプラス面と、皆減で全然できなかった。なぜできなかったのかという原因も明らかになる部分が決算書で見えてくるというふうになるもんですね。

最終的な補正をつくるときに、プラスがあつてマイナスがあつて予算を編成されるわけですけども、最終的な部分のときに必要額の部分のところでのやり取りでの専決ということをしてもらうことによって、決算には不用額というのも大きく出るところもあろうかと思うんですけども、

ど、そういったものを明らかにすることによって、前倒しに不用額が生じれば、他の事業も年度内にできるという部分も出てくるかと思うもので、最終的な部分のところでされるのは、チェックする側として見にくい部分があるものですから、今後もこういったことで最終的に不用額は専決でしていくんだというようなことで考えられているのかどうかを 1 点だけ。

決算ですね、わかりにくいですよ、はっきり言って、チェックする側としては。チェックもしにくいし、改善に対する提案もしにくい部分があるものですから、そのところはどのようにお考えなのかというのを 1 点だけお伺いしたいと。

議 長（西 日出海 君）  
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

確かに不用額という形で出てくるものもあれば、補正という形で落とすというのも確かにあってわかりにくいという御指摘があるのも、確かに事実かなと思います。

御質問がありました今後の決算のやり方につきましては、今現在では、新たな方式でということは予定はしておりません。ただ、今後どのような形でわかりやすいような形でお示するかというのは、検討していく必要があるのではないかなとは個人的に思っております。

議 長（西 日出海 君）  
2 番。

2 番（阿部 豊 君）

改善して不用額が最終的にこれだけ出ましたよというような実績を見れる部分もあろうかと思えますので、それが早目に見れば、その分を不用額で落として他の事業に活用するということが可能だと思いますから、実際、チェックする側もチェックしながら改善策を提案したいという思いもありますから、そのところはちょっと検討していただければということで要望をしたいと考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
ほかありませんか。4 番。

4 番（永安 文男 君）

今 2 人からの質問にもありましたように、これだけの減額が出てくるということに関しまして、関連的に申し上げさせていただきますが、これだけの減額を、今言いましたように、それぞれ効率よい事業をするために、職員の皆様が努力をして、節約の努力をして、これだけ減額という、ひいては決算の状況になるというようなことで、この努力に対しまして敬意を表したいというふうに思っておりますけれども、一つ一つちょっとお尋ねさせて、細かいことを申し上げて申しわけないんですが、一つ一つちょっとお尋ねも含めて。

寄附金の部分で、総括的なところの寄附金で、6 ページに寄附金が 5,463 万 7,000 円、これがふるさと納税に関して、ほとんどが入ってるんですけども、佐々町に、いろんなことでふるさと納税以外に寄附をするというようなことが 27 年度でどのくらいあって、この計算上は 4 万 7,000 円の差の部分が、ほかの部分だというふうに思うんですけども、ふるさと納税以外でそれをもってこれに使ってくださいというような寄附があったかどうかということですね。

それからあと、関連して、今の 19 ページに関連します協働のまちづくりですね。この分、そ

れからあと農林水産費の関係で、38ページに看板の関係、違う、すいません、農林水産業費では農地費の部分ですね、38ページ。これで先ほど説明されたのが、排水機場の電源がバッテリーに代替したから交換の費用が要らなくなったという説明が、修繕料の減額でありましたけれども、この排水機場以外に再三質問をしたり、出てきた問題で、佐々川の頭首工関係の修理関係というのが検討される動き、経過があったと思うんですけど、その辺のことが、この27年度において検討されたかどうか。そして早い時期、そういうふうな結論、排水機場の代替で不用になつるという状況になれば、そういうことを含めて、何か修繕料検討をほかに代替して、そういうこともできなかったのかというふうに思いますけれども、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

それから、あと39ページの観光費の問題で、古川岳遊歩道の案内板の設置関係で、その予定しておったところの地盤関係で、ちょうど予定のところができなかったから27年度はしませんでしたというふうなことでしたけれども、再三、その案内板は利用者、よそから来られる方が大変苦労したという経過も質問しながら御説明しながら、そういうことで案内板をつくるというような経過になったと思うんですけども、その辺のことで、予定地がそういう状況なら、ほかにも何か方法を考えて、そういうことを設置の方向、基本的な考え方ですけどね、こういうふうな、どういうふうにそういうふうな、それでできなかったからしませんでしたって。そうすると、それを今後どういうふうに考えているのかということをお尋ねします。

それから、あと全体的な減額の説明では、そういうふうに道路新設改良費の問題、この辺でいつも決算の段階でも私申し上げてるんですけども、早目にそういうふうな事態がわかれば、予算関係でいろんな執行をする経費がそういうふうに回せるんじゃないかというようなこともお話ししたり、ここ何年かの決算の中で申し上げておりますけれども、その辺の考え方、先ほどの質問と重複するかもわかりませんが、そういうふうなところの見解等をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

どなたから行かれますか。建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

建設課長。41ページの道路新設改良費の減額の御質問ですけども、確かに当初予算において各路線の予算につきましては、原課といたしましては要求をし、査定の結果、当初予算として執行の運びとなるわけでございますけれども、御指摘のように、やはり早目に入札執行をかけるということに心がけておりますけれども、何せ、他の要因等でそういう時期にはいかない、年度末の工期になるような事案もかなりあるかと思っております。

そうすると、どうしても3月の補正時期にかなり見極めができるころがあればいいんですけども、やはり事業等の進捗状況、それから工事の予定をしとった部分で完成すれば、なかなかスムーズにいくんですけども、予測が立たない部分が、当然どの工事でも出てまいります。そういったことで予算的に、なかなかぎりぎりのところでの対応が非常に難しいという面もございます。3月補正では、ある程度のところで、整理したところでの調整をしておりますけれども、どうしてもそこあたりの見極めがしづらい部分も、やはり実態的にはありますので、こういった減額の数字になってきております。少しでも早い入札執行を心がけながら整理ができればと思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか。産業経済課長。

**産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）**

産業経済課長。2点ほどございました。頭首工の件ですけれども、佐々川の頭首工、その井堰につきましては、議員さんおっしゃるように、もう20年以上、30年ですか、経過しております。随分老朽化も進んでおります。農家の皆さん方も、今後の維持管理なり、また更新等について、お気にされている部分も随分あるんだろうというふうに思っております。

この頭首工の今6カ所ほどあるかと思えますけれども、そういったところを全体的にそういった管理者の皆さん方と話を進めていきたいというふうに考えているところでございまして、今の時点で明確なちょっと御回答はできませんけれども、そういった作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、古川岳の遊歩道の看板の件ですけれども、この補正予算にもありますように、予算が30万ということで、小さな金額で看板設置を予定していたところを、それを超える金額になったということで、当時、27年度はその断念をしたということでございます。

今後、その老朽化した手すり等もございまして、一体的にちょっと見た上で判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

企画財政課長

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

寄附金についてのお尋ねでございますけれども、寄附金総額、御指摘でありました寄附金が5,463万7,000円という予算の中ですが、この中でほとんどは御指摘のとおり、ふるさと納税に係る寄附金で、実績額が5,462万円ほどの収納実績になっておりまして、そのほかの収納額として社会教育寄附金というので4万6,000円ほど寄附をいただいているという状況がございますが、申しわけございませんけど、件数と内訳は、ちょっと今資料を持ち合わせがございませんので、よろしくお願ひします。

**議 長（西 日出海 君）**

4番。

**4 番（永安 文男 君）**

いろいろと答弁をいただきまして、それぞれの部署で努力されているっていうことは、先ほど申しましたように敬意を表しておりますが、これで実績に基づいて、決算でいろいろと、また総務委員会等で調査があると思しますので、またその時点でいろんな細かいことは質問させていただきたいと思っておりますけれども、先ほどから答弁にありましたように、それぞれの箇所ですと、いろいろと住民の声を、やはり議員さん、議員が申し上げたことに対して、そういうふうな予算執行でこれだけの予算の枠が何とかまた使える状態になったら、そういうのも取り上げながら町民の暮らしがよくなるようにしていくという姿勢を持って対応していただきたいというふうに思っておりますので、そういうことで、今、頭首工の問題、町の農業に対しての重要な財産でございますので、これはもう再三申し上げてあったと思うんですけれども、その辺の分とか、それから看板の問題あたりも、町長がいつも入り込みの客、佐々町に来ていただくための観光の資源ということで古川岳遊歩道の関係でございまして、その辺一体的に見直すと、見ていくということでございますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、新設改良費の関係につきましては、町長がいつも取得計画、土地用地交渉関係でできるところからその優先順位をつけてやっていくというようなお話でございますので、その辺についてはその方針でされるというふうに思いますので、そういうことを含めて、先ほど申し上げましたように予算執行に対しましては手順を、今建設課長からお話がありましたように、その辺をよろしく御検討いただきたいというふうに思って質問を終わります。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

まだまだ質疑があらうかと思いますが、これより休憩に入り、午後から質疑に入りたいと思います。

再開を 1 時といたします。

（11時58分 休憩）

（12時59分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

確認だけで結構でございますので、させていただきます。

まず 20 ページのほうに、預金利子が 79 万 4,000 円、一般会計と歳計外現金がございますが、預金利子については、御存じのように 2 月と 8 月に定期的に入っているようでございますが、その一般会計分と歳計外現金分の区分けをお知らせ願いたいと思います。

それから、20 ページの同じく雑入の中に当初予算で組んでありました広告料 108 万、これが全て落ちておりますので、当初何を計画されて落とされたのかを確認したいと思います。

それから 27 ページに諸費の中で、プレミアム商品券の実績との差があったということですが、いまして説明をお願いしたいと思います。

それから、32 ページのほうに福祉医療費の助成ということで、10 月から始まった分の小中学生分が減額になっておりますけれども、いまして中身についてお知らせ願いたいと思います。

御存じのように、地域総合戦略の中にいろいろ人口が 800 人ですか、増やすという計画の中に、それぞれ給食費の負担軽減に伴うものとか、福祉医療費の負担軽減でいくらか増えるとか、保育料の軽減措置分がいくらかとか、それぞれソフト面で人口増対策はとっておられますけれども、それぞれの目標があって政策がなされておると思うんですけども、あわせてこれの人口の把握はどのようにしていくのかということもあわせてお尋ねしておきたいと思います。予算消化だけじゃなくて、人口増対策として、それぞれのソフト事業でもチェックをしていかないと、5 年間の人口増の比較ができないということでございますので、これは企画のほうになるんですかね、お答え願いたいと思います。

それから、48 ページに文化財費ということで国県支出金から一般財源に繰りかえがなされておりますが、多分、市ノ瀬窯跡の改修関係での工事の関係上の差なのか、足らなかったのかわかりませんが、財源組み替えの内訳を教えてくださいたいと思います。4 点か 5 点ございました。お願いします。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

**教育次長（水本 淳一 君）**

教育委員会関連の御質問の、市ノ瀬窯跡の件の財源組み替えの件でございますが、当初予算で組んでおったこの市ノ瀬窯跡の保存処理業務なんですけれども、入札の結果、減額ということで財源組み替えに至ったものでございます。変更決定につきましては、3月に受理をいたしておるところでございます。

以上でございます。

**議 長（西 日出海 君）**

会計管理者。

**会計管理者（谷添 正人 君）**

失礼します。20ページ、19款諸収入の預金利子でございますけれども、まず一般会計の普通預金利子、これが5万5,356円、同じく一般会計の定期預金利子80万6,856円、それから歳計外で長期契約をしております契約保証金、これを定期にしておりますので、この分が1万1,531円、それから公営住宅入居敷金、敷金総額のうち2,600万を定期預金にしておりますので、この分の利子が1万9,927円、合計の89万3,670円となっております。

以上でございます。

**議 長（西 日出海 君）**

企画財政課。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

20ページですかね。20ページの下段のほうに、諸費、雑入でございますけれども、広告料で108万、27年度の当初予算で計上していた分をそのまま全額減額させていただいているものでございます。

中身につきましては、町のホームページに民間企業の広告を掲載することについて検討し、募集を行うというふうなことで歳入の予算に計上させていただいた分につきまして、まことに申しわけございませんが、その実施に至らなかったというところで全額減額をさせていただいております。

**議 長（西 日出海 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（内田 明文 君）**

住民福祉課長。32ページの福祉医療費助成、小中学生の分の274万4,000円の減額の件ですけれども、これにつきましては、10月分の医療費から福祉医療費の制度を始めさせていただいております。実施に当たっては、広報誌の掲載、それから対象者の方に申請書の通知を出しております。

実際の実績のほうなんですけれども、今年度は95万5,000円ほどでした。この分、内容ですけれども、医療費が1日当たりかかった場合800円控除した金額を福祉医療費として補助、助成をいたします。そして、2日以上かかった場合は、その場合の1,600円を控除した金額を福祉医療費として助成をしております。あと病院に行ったりとか、薬局にも行かれると思いますので、薬局の分は医療費のほうからも控除されてますので、そのまま医療費助成となっております。

この制度なんですけど、乳幼児のほうは現物支給ということで、病院に行って、そのときに

もう800円控除した金額で計算されるんですけども、この小中学生につきましては、長崎のほうでまだ取り組んでいるところが、まだ全地区ありませんので、全地区になりましたら、連合会のほうにお願いして、現物支給の乳幼児と同じような制度になるかと思えますけれども、今現時点では、この分の小中学生につきましては一旦医療費を払って、その後に窓口で領収書を持ってきていただいて申請する形となっておりますので、その分で申請のほうが少ないのかなとも思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。先ほど27ページのところのプレミアム付商品券のお話があったかと思えますけども、産業経済課のほうで、すいません、私が今把握しておりますのは、ここの175万7,000円の内訳は、大変申しわけございません、今ちょっと私が手元に持ってないんですけども、このプレミアム商品券の実績という部分では、レポートがことしの1月19日に商工会のほうより出ております。

当初予定したのは、もう御存じかと思えますけども、1冊1,000円で5,000円をセットというふうなことで、それを2万セット、1億円分販売をさせていただいております。プレミアム率が20%ということで1億2,000万分ということになります。そのうち多子扶養世帯の分が、18歳以下の子供さんが3人いる世帯ということで、1冊4,000円で販売をさせていただいております。今報告がっておりますデータでいきますと、アンケートを最終的にとってありまして、そこでいきますと地元の大型店舗であるとか、チェーン店であるとか、そういったところで買い物をしましたよというのが、ほぼ半分ということになります。それに若干近い数字になりますけども、町内に本店を置く地元店舗と変わらないぐらい、それ以外のところは衣料品店とか飲食店、いくつかありますけども、そういった形で商品券を使って買い物をなされたと。

商品券の販売につきましては、一番多く商品券を購入されたところが5万円分、10冊の5万円分ということが一番多く買い物をされたとか、そういった集計結果は出ておまして、大変申しわけございません、何ページかにわたっておりますので、改めて担当委員会のほうに報告をさせていただければというふうに思っております。

議 長（西 日出海 君）

その資料については、担当委員会じゃなくて議会として全員に配付をお願いしたいと思えます。

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

ただいま産業経済課長のほうから説明がありましたプレミアム商品券のことで、若干補足をさせていただきますと、これはもともと6,000円分の商品券でございますけれども、一般分として、まず一般の方に5,000円で売却するというのを当初1万7,000冊予定しておりましたが、これが実績としては1万8,316冊という形になっております。また、多子世帯の御家庭には1冊4,000円で6,000円分の商品券を売るということになって、これが3,000冊予定してたのが1,684冊という実績になっております。多子世帯の分のプレミア率が多い部分側の予定売却数が予定を下回っておりますので、その部分を逆に一般分のほうに回して、予定数を上回った形での実績となっているというふうな状況になってございます。

この緊急支援交付金の当初の決定額が2,726万7,000円で、実績額が2,551万円ということで、差し引き175万7,000円を還付させて、返還という形に結果としてなっているところでございます。

もう1点、福祉医療費の関係で、総合戦略との関係についてのお尋ねがあったと思いますけれども、ここにつきましては、5年間の目標値としては、小中学生のいる世帯の転入数を5年間で10世帯という形で、今のところKPIを、目標の数値を立てさせていただいております。今回の実績によりまして、どのような形に影響があるかというのは、今後各課とか、あとは検証委員会とかも踏まえて、今後検証してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

7番。

7 番（須藤 敏規 君）

7番。預金利子につきましては理解できました。それと、福祉医療費関係でも、やはりソフト面での人口増対策をとっておられますので、各課におかれては、その追跡をして評価していかないと、5年間800人だったですかね、なさってますので、その評価をお願いしたいと思います。

それから、プレミアム商品券につきましても、資料が後日配付ということでございますので、それはそのようにお願いいたします。

それから広告料、広告料につきましては、当初の計画、予算を108万ですか、組まれてから、検討はされたんですかね、されなかったのか。検討の結果、減額になったのか、そこら辺をお尋ねしておきたいと思います。

それから市ノ瀬窯跡、入札の結果でなったということでしたら、入札の結果で国県補助金が減って一般財源が増えるということはどういうことか、ちょっと理解できないものですから、そこら辺をもう一度説明をお願いしたいと思います。それだけですかね、お願いします。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

窯跡の保存処理工事の中身につきましては、当初計画しておりました、側溝等の単独事業分等もありまして、その部分をちょっと補助対象経費として見たところが、ちょっと単独経費ということでみなされまして、そういったもろもろの工事の仕分けの中で、県の補助金の対象経費としてみなされなかった部分も中にはございます。当初、644万4,000円で当初予算計上したんですが、入札結果が388万4,000円ということもありまして、補助金の関係の増減も増えたということでございます。大変申しわけございません。

議 長（西 日出海 君）

次は企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

広告料収入につきましては、県等につきましては、他市の事例、ホームページの広告料収入等は県もやっておりますし、ほかの市町もやっておりますので、その辺の事例を収集して、担当レベルでの検討はやっております。ただ、これは理由にならないとは思いますが、業務

のちょっと忙殺で、担当の業務もちょっと膨らんでおったということもありまして、全体的に課としてこうやっていこうというところまでの意思決定ができなかったというのが実情でございます。申しわけございません。

議 長（西 日出海 君）  
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

町のホームページで民間企業を募集し、検討して、町のPRをしていくというのは、当初予算で頑張ったけど忙しくてできなかったということですね、はい、わかりました。

それでは、文化財についてですが、対象事業費で落とされた分を一般財源で見なくてはいけなくなったというその部分をちょっと教えてください。対象経費で、補助金の対象にならなかった分とはどういうのがあったのか。

議 長（西 日出海 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

当初、計画しておりましたのが、市ノ瀬窯跡の建屋、それと中の木材、それとか中の支え棒ですね。あとコンクリートで打つものもございます。ちょっと計画をしている段階で、施工している段階でありますけれども、ちょっと雨が外から降り込む、中のほうに入り込むというふうなことが、ちょっとこういった改善をするために側溝を設けたほうがいいのではないかというようなことで、そういった側溝の分の経費が単独でしか見られなかったということでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）  
ほか。1 番。

1 番（福田 喜義 君）

24ページお願いします。14節の使用料及び賃借料です。AEDリース料の8万4,000円が減額されていますが、これは執行残で残ったものか、ちょっとお伺いします。

議 長（西 日出海 君）  
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

AEDリース料につきましては、執行残でございます。

議 長（西 日出海 君）  
1 番。

1 番（福田 喜義 君）

すいません、1 番。佐々町の公共施設にAEDは何台備わってますか。お知らせお願いしたいです。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

今、手持ちに資料を持ちませんので、しばらくお待ちください。

議 長（西 日出海 君）

今台数、必要ですか。1 番。

1 番（福田 喜義 君）

それとですね、町内にこういう AED を設置して、耐用年数が何年で交換するのか、そんな点もちょっとお知らせを願います。

議 長（西 日出海 君）

耐用年数等についての説明も、はい、総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

庁舎及びいわゆる教育委員会が入っている施設については、1 つずつ AED は設置しております。ほかの施設については、私のほうでは把握しておりません。基本的には耐用年数については 5 年と把握しておりますので、それで交換していくということになると思っております。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。まだありますか。1 番。

1 番（福田 喜義 君）

それとあのですね、点在ですみません。小中学校の生徒さんが大層おりますね。その関係で、十分に対応できるような台数があるのかどうか、教育長、お願いします。

議 長（西 日出海 君）

教育長ですか。はい、教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

小中学校も一番持ち運びがやりやすいところに AED を設置しておりますので、対応については問題ないと考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

まとめて、あと 1 回ですよ、確認ですね、はい。1 番。

1 番（福田 喜義 君）

今教育長のほうからですね、使用しやすいところに置いてあると言いますが、中学校で何台あって、口石小学校は生徒が多いですね。それと何台あるか。佐々小学校は生徒が少ないです。そういう点で合計何台あるかをお知らせ願います。

議 長（西 日出海 君）

暫時、このまま休憩してください。

（13時19分 休憩）

（13時22分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長のほうから台数等についての答弁があらうかと思しますのでどうぞ。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

すいませんでした。

各小中学校は2台ずつ、大体配置場所は体育館に1台、全て体育館は運動場を向いておりますので体育館に1台と、それから職員室前もしくは保健室前に1台を配置しているところです。幼稚園にも1台配置しておりますし、各体育施設にはそれぞれ配置して8台配置しているところです。

AEDの場合、心臓も微細動ということになるわけですが、大体1人とか誰かが発作を起こしたときということ想定して配置をしておりますので、大体台数的には足りておるのかなというふうに思っております。

ただ問題なのは、そういう場合にとっさの対応ができるかどうかということで、職員研修等でAEDの操作については研修をしておるところですし、現在配置されてるAED自体が自分で指示をいたします。このここのところに張ってください。音声ガイダンスがついたタイプです。もし張ってる場所が違ったらもう少しずらしてくださいとかいう指示も出しますし、一番心強いのはAEDの機械自体が作動するかしないかの判断をしてくれるということです。する必要がない場合には作動しないということです。ですから、私も校長のときに職員には危ないと思ったら使えと。あとは機械が判断してくれるというような指導をしておったところです。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。5番。

5 番（橋本 義雄 君）

ちょっと私が勉強不足と思いますので、ちょっと教えてください。

39ページの森林整備地区活動支援事業ちゅうのがありますけれど、それはどういうことをやってるのかを教えてください。

それと、先ほど4番議員さんが言われた古川岳のことですけども、看板設置はいいですけども管理的にはどういうふうになされているのか、それを教えてください。

それと、今、40ページの委託料ですけども、町道の路肩の伐採作業の委託ですけども、どのような方法で委託されているのか、そして今本当に町道は生い茂った形の中でありますので、予算的にも24万ありますので、少しでも環境美化に努めていただければと思います。

それと、42ページ。種子肥料費、30万減額してありますけど、少ない予算の中で30万を削ると。私が思うには、大体予算じゃ足らんじゃなかろうかと思うわけです。というのは、ことしのショウブを見たわけですけど、ありゃ確かに肥料不足なんですよ。そういうことで公園がたくさん桜、それからショウブ、そういったツツジ、それからサザンカ、そういった多くの作物が植わっているわけですね。それをめいっぱいやっても今の予算では足りないという私は思い

がします。

そういうことで、予算が余ったからじゃなくて仕事ができなかったということで捉えてみると、やはり作業班の人間が足らんのじゃないかと。作業する人が。そして量が多くて各公園の管理ができてないというあらわれじゃないのかなと思いますから、そこんところをお願いします。

以上、それだけ。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

40ページの道路維持費の委託料の件ですけれども、町内の町道の伐採ということで、一応シルバー人材センターのほうに委託をしまして、緊急性があるところ、どうしても通行に支障があるところなどを優先的に選びまして、行っております。議員御指摘のとおり、予算を有効に使うように心がけておりましたけれども、結果的に年度内において残が出たということで、今後については少しでもそういった箇所を対応できるようなことで務めてまいりたいと考えております。

それと、42ページの種子肥料費の件でございますが、これまで長きにわたって公園等の管理をされてきた実績からの御意見だと思いますけれども、現場といたしましては、やらんばいかんところをやっとらん、やってないというふうには私も考えてはおりませんが、そういったところで不足している部分が仮にあったのであれば、今後はそういったことがないように念頭に置きながら対応していきたいということで考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

まず1点目の森林整備地域活動支援のところですけど、国の制度事業として森林整備地域活動支援交付金制度というのがございます。これにつきましては、小規模で分散している森林を取りまとめ一体的に作業を行う、そういった集約化を進めるというふうな事業を、森林組合が行っておりますので、そこに支援をしておるということでございます。

2点目ですけれども、古川岳のところの遊歩道の管理ですけれども、細かい管理ができるかっていわれますと、そういった細かい管理はできてないかもしれませんけれども、必要に応じて管理といいますか確認をするようにはしているところではございますけれども、もし落ちてるところがございましたら御指摘等いただければ、しっかりとまた現場のほう確認をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

5番。

5 番（橋本 義雄 君）

建設課のほうの伐採業務であります。そういった伐採業務についてはシルバーさんでできるのかなという感じがするわけですね。もう道路は車が行きますので、そこら辺のところシルバーさんにさせていいのかなと思うわけです。

それと、種子肥料費ですけど、私は肥料が足らんやったのかなと思いますけども、まず肥料をずっとやると、大体作物は手入れすると応えてくれるわけですよ。それで私もずっと見に行きましたけども、答えが出てなかったものでこういうお尋ねをしました。今後そういうことで、肥料とかそういったものはやはり予算内で使ってしまわないと木とか作物がかわいそうかなという気がしますので、そこんところよろしくをお願いします。

それから、森林整備事業は森林組合のほうでやるということですね。そういうこと、わかりました。

それと古川岳の管理ちゅうのは誰がするんですか。それを 1 点、お願いします。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

伐採の件でございますが、1 つは道路施設改良費のほう、どちらかだったと思いますけども、伐採の工事を一応予定して、27 年度も実施しております。これは先ほど御質問にありましたように、入札で業者のほうに受注していただいてやっておると。これはかなり距離的なものとかボリューム的なものがありまして、おっしゃるような交通規制とかそういった安全対策も入れた中で対応しております。

ここの維持費の中で計上しておりますものは、確かに交通規制等は注意しながら臨時的に対応しなければならない箇所とかも箇所的にありますので、そういったところは当然、通行車両に注意を払いながら安全員をおきながら可能な範囲で伐採をして、住民の生活の向上につなげていければということでの予算でございますので、今後も臨機応変に対応できるようなこととして、ここの部分の予算の執行については対応していきたいと思っています。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかにはないですか。産業経済課長。

声を出してくださいね、黙って手を挙げてもわかりません。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

先ほど誰がするのかっていう、古川岳の管理のことですけれども、一応担当は産業経済課ということになるかというふうに思います。しかしながら、もう御存じのとおりその専任がいるわけでもなければ、管理人がいるわけでもございませんので、何かあったら対応するというような格好になると思いますけども、そういった形で十分でない部分もあるかと思いますが、そういった形で長年管理をしてきたというところだろうと思います。

議 長（西 日出海 君）

5 番。

5 番（橋本 義雄 君）

わかりました。

ただ、古川岳ちゅうのは、私も足が悪くなる前は行ってたんですけども、今ちょっと行ってないんですけども、やはり風とか、雨とかしたときには、たまには見回りをしながらやっていただきたい。ただ、普通の業務が産業経済課は忙しいですから、そこんところも少し考えた中で管理の方法を考えたらどうだろうかと思います。

終わります。

議 長（西 日出海 君）  
ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）  
ないようですので質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）  
ないようですので、討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第31号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度  
佐々町一般会計補正予算（第7号））は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定しました。

— 日程第 5 議案第32号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町国民健康保険特  
別会計補正予算（第4号）） —

議 長（西 日出海 君）  
次に、日程第5、議案第32号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町国民  
健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。  
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第32号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案第32号の説明をさせていただきます。

第1表歳入歳出予算補正。すみません、1ページですね。第1表歳入歳出予算補正。

歳入、1款国民健康保険税、補正額49万1,000円、計2億8,084万1,000円、1項国民健康保険  
税、補正額、計ともに同額でございます。

2 款使用料及び手数料、補正額 7 万 3,000 円、計 27 万 7,000 円、1 項手数料、補正額、計ともに同額でございます。

3 款国庫支出金、補正額 1,089 万 3,000 円、計 3 億 8,301 万 1,000 円、1 項国庫負担金、補正額 674 万 5,000 円、計 2 億 5,686 万 3,000 円、2 項国庫補助金、補正額 414 万 8,000 円、計 1 億 2,614 万 8,000 円。

4 款療養給付費交付金、補正額 1,520 万円、計 6,710 万 7,000 円、1 項療養給付費交付金、補正額、計ともに同額でございます。

6 款県支出金、補正額、減額の 12 万 6,000 円、計 1 億 5,535 万 2,000 円、1 項県負担金、補正額 4 万 7,000 円、計 854 万 8,000 円、2 項県補助金、補正額、減額 17 万 3,000 円、計 1 億 4,680 万 4,000 円。

9 款繰入金、補正額、減額 2,613 万 1,000 円、計 9,383 万 7,000 円、1 項繰入金、補正額、計ともに同額でございます。

11 款諸収入、補正額 30 万 6,000 円、計 203 万 9,000 円、1 項延滞金、補正額 30 万 6,000 円、計 173 万 4,000 円、2 項特定健康診査等受託金、減額 1,000 円、計ゼロ円、3 項雑入、減額 2 万 1,000 円、計 30 万 2,000 円。

歳入合計、補正額 68 万 4,000 円、計 17 億 9,497 万 3,000 円。

次に 2 ページ、歳出であります。

1 款総務費、補正額、減額 8 万 8,000 円、計 644 万 5,000 円、1 項総務管理費、補正額ゼロ、計 402 万 5,000 円、2 項徴税費、減額 8 万 8,000 円、計 234 万 2,000 円。

2 款保険給付費、減額 3,876 万 3,000 円、計 10 億 3,243 万 7,000 円、1 項療養諸費、補正額、減額 2,875 万 2,000 円、計 8 億 9,232 万 3,000 円、2 項高額療養費、減額 831 万 5,000 円、計 1 億 3,288 万 5,000 円、4 項出産育児費、補正額、減額 169 万 6,000 円、計 670 万 9,000 円。

5 款後期高齢者支援金、補正額ゼロ、計 1 億 8,257 万 4,000 円、1 項後期高齢者支援金、補正額、計ともに同額でございます。

8 款保健事業費、補正額、減額 99 万 2,000 円、計 1,749 万 4,000 円、1 項保健事業費、補正額、計ともに同額でございます。

10 款諸支出金、補正額、減額 23 万 2,000 円、計 3,052 万 6,000 円、1 項償還金及び還付加算金、補正額、減額 23 万 2,000 円、計 143 万円。

11 款公債費、補正額、減額 14 万 2,000 円、計ゼロ、1 項公債費、補正額、計ともに同額でございます。

12 款予備費、補正額 4,090 万 1,000 円、計 5,299 万 7,000 円、1 項予備費、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額 68 万 4,000 円、計 17 億 9,497 万 3,000 円です。

次の 3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については、割愛させていただきます。

まず初めに歳入から説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

3 款、1 項、1 目療養給付費負担金 674 万 6,000 円増額です。これにつきましては、3 月 17 日に交付決定がありましたので、それに伴う増額でございます。

3 款、2 項、1 目財政調整交付金、1 節普通調整交付金 579 万円増額、2 節特別調整交付金 164 万 2,000 円減額ですが、これにつきましては 3 月 31 日交付決定に伴うものでございます。

次に、4 款、1 項、1 目療養給付費交付金 1,520 万 1,000 円増額です。退職医療費分の 3 月 31 日交付決定に伴うものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

7 ページの一番下ですが、6 款、2 項、1 目、財政調整交付金についてですけれども、普通調

整交付金1,717万3,000円の減額となっております。算定基礎が療養給付費等となっておりますので、この分で再算定を行いまして減額となっております。2 節、特別調整交付金につきましては、1,700万円の増額です。これは、市町村保険者の取り組み姿勢について項目ごとの評価により数値化がなされます。その結果に基づきまして交付されるものでございまして、今回、主に平成26年度の特定健診、それから収納率の評価によりまして、3月28日交付決定になり、増となっております。

8 ページをお願いします。9 款、1 項、1 目一般会計繰入金113万1,000円の減額です。これは出産育児一時金に係る繰入金分で、交付対象者の確定に伴い減額となっております。同じく2 目の財政調整基金繰入金、2,500万円の減額です。国、県の支出金が見込みより多く交付されたことと、保険給付が見込みより少なかったこと、これらによりまして、基金を取り崩す必要がなくなっておりますので、皆減としております。

続きまして歳出の説明をいたします。

全体的には実績による減額となっております。10ページから12ページにつきましては、医療費等の実績に基づきまして療養費分を2,875万2,000円、高額療養費分を831万5,000円減額としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これより質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

最後のほうで説明をまとめてされたわけですが、想定より交付金が多かったと、一方、保険給付が想定よりも少なかったってということなんですが、その想定そのものがどういう想定に基づいて予算が組まれて、今度の場合はどういったところが減額の原因になったのか、増加の原因になったのかについて説明をいただきたいと思います。結果としての説明は、今言われたとおりでと思いますが、その原因等についてひとつお示しをいただきたいというふうに思います。

今ひとつは、それから結果として他会計、一般会計からの繰入金は、じゃなかった、財政調整基金については全額繰入する必要がなくなったということで皆減ということでおっしゃいましたが、全体としては、歳入については繰入を含めて減額、減少になってて、そして片一方、歳出では給付が少なくなったってことで、いずれにしても会計そのものとしてはプラスに働く要因があつてると思いますが、そうすると予備費としてこれだけ補正をされて、合計額がこれで数字が出てきておりますけども、基金についてはどの程度積み上げる予定なのかも含めて、お尋ねしたいと思います。

3 点を尋ねたことになりましたが、全体としてはまとめての原因が1つだろうと思いますので、そのあたりを総括的に説明をしていただけたらと思います。

答弁をお願いします。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

まず、当初予算につきましては、算定する見込みというのがなかなか難しいのがございまして、どうしても予算計上する前年度、今回で言えば平成25年度の決算額を見まして、それに基づきまして推計をして計上しているところでございます。これが医療費の実績等で動向があり

ますので、この年間医療費を見たときに、最終的に調整がなされていくというところでの増減が発生してきているというところでございます。

今回、歳入歳出差し引き最終的に決算として5,480万円ほど繰越になる見込みでございます。金額的には、これだけを見れば大きな金額かと思いますが、平成26年度の例をとってみますと、各国、県、支払基金等から年度間に推計で資金をいただいておりますので、翌年度精算という形になっていきます。その分の精算分を、この繰越額の中に入れておりますので、平成26年度から27年度への繰越については約3,000万円ほどあって、翌年度に返還をしたところでございます。

今回も、現在算出中でございますけれども、この5,480万の中にそういった返還するべきものというものが含まれてきますので、仮に26年度の3,000万引いたときに、2,000万ちょっとが実際の剰余金として出てくるのかなと。その部分の基金の積み立てにつきましては、全体の予算を見ながら調整をさせていただきたいというふうに思っております。

ちなみに平成27年度末の基金残高は、1億1,000万ということになっております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9番。

9 番（仲村 吉博 君）

全体としては、私がこういうふうにするんですが、保険給付が少なく済んだっていうのは、大きな病気、財源を必要とするような住民の疾病がなかった、あるいは少なかったということから、こういった数字が出たんだろう。もっといいほうに言えば、町民の健康状態が改善されたということとも言えると思います。

その結果が特定健診という形で、特定健診の表彰ちゅうたらおかしいですが、そういった評価にもつながっているかと思いますが、そのあたりで健診率は町の場合は県内でも随分いいほうなんですけれども、このことについての取り組みの成果が一つはここに出てきているだろうと思いますが、それぞれの関係で町民全体の健康状態、あるいは健康維持について責任を負う部署として、最終補正を組む際に当たって今年度の事業、行政を進めていった結果について、どのように評価しておられるか、お聞きしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

特定健診につきましては、先ほど議員申されましたとおり、健診率等は佐々町のほうは高い状態ということであります。27年度については、若干減で、26年度60.2%に対して27年度は58%という残念な結果にはなっておるところでございますけれども、こういった健診をどんどん推進しまして健康づくりについて考えていただきたいというふうに思っております。

必ずしも数値を示してその方々が全員受けるというのはありませんけれども、受けられなかった方については電話で、こういった健診がありますから受けませんかという案内をしております。そういった案内をするだけでも健康について考えていただくという意識づけにもなるのかなというふうに思っておりますので、こういった健診の受診率が上がるようにさらに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

歳入のところで説明を受けたんですが、7 ページ。県補助金の財政調整交付金の普通調整交付金から特別調整交付金、組みかえかなと思ったんですが、そういうそういう説明じゃなかったもんですからお尋ねをします。

市町村取り組みを数値化されるっていうことでの評価ということで、この取り組みの数値化っていうのをもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。どのような評価でこのようになったのかですね。

それから12ページのほうに、最後に出産育児一時金ってございますが、当初予算で例年見込んで840万組んでありますが、約20%ほど最終的に減額になってるんですが、先ほど答弁なさったように当初予算で組むのは難しいっていう答弁が合つとるようでございますが、出産一時金もやっぱり難しかったのかなど。一昨年の出生率を見れば予測できたのじゃないかなと思うところで、出生が減ったのかどうかですね、840万から20%と減っています。それから当初から上の目についても全額減額になっているということで。その上の11ページに2款、2項、3目で、ここは1,000円残しているところの1,000円っていう支出が、1,000円以内の支出があるのかどうかですね、こちら辺についてもお尋ねしておきたいと。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

まず7ページですけど、県の調整交付金、普通調整交付金が減で特別調整交付金が増額になっておりまして、特別調整交付金の数値化という部分でございますが、町の算定する、特別調整交付金を算定する上で、特定健診の受診率が何%であるかということで、まず評価が出てきます。それと点数で置きかえてくると。

そのほか、先ほど言いました徴収率についても同じように率を持って評価する点数が加わってくると。

点数の積み上げで各市町のランク付けといいますか状況把握しまして、それに基づいて特別調整交付金が分配されてくるということになっております。

出産育児一時金につきましては、考えられる部分として。転入されてきた後の出生とかですね、そういったものも考えられてるんですが、特に27年度につきましては母子手帳の発行数を見て見ますと、平成26年度147人に対して、121人と、これは町全体の部分でございますが、こういった形で26年度は減少しているという状況もあります。そういう状況を見ながら、分析しながら予算を計上していけば、もうちょっと近い数字は出せたかもしれませんが、当初概算で計上している関係上、こういう形の減額とさせていただいているというところでございます。

それから11ページの一番下の部分、まあ9万9,000円減額で1,000円残っているというものでございますが、この分について支出としては1件の601円がっておりますので、1,000円のみ残させていただいているところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

そしたら判定する、数値化するのには、特定健診の受診率と件数を点数化と、徴収率の点数の積み上げ、この2点で評価するということですね。

概算で出産育児金はなされたということで、2割程度の誤差は出てくるという認識をしとけばよろしんですかね。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

すみません、算定の数値化につきましては、申しわけございません、特定健診と収納対策については、特に主をおいて点数の配分がなされておりますが、そのほかについても点数化されて、算定の基礎とされている状況でございます。

それから、出産育児一時金につきましては、2割程度という数字的なものは難しゅうございますので、概算との実績の比較は出てこようかと思っておりますので、それがどの程度になるかというの、現時点での予測はできないところでございます。ある程度近い数字で、囲みまして推計をして計上していきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第32号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定しました。

あと1件いきます。

— 日程第6 議案第33号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第6号）） —

議 長（西 日出海 君）

日程第6、議案第33号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町介護保険特

別会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 33 号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

1 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正。保険事業勘定、歳入。

3 款国庫支出金、補正額 10 万 9,000 円、計の 2 億 4,893 万 6,000 円、2 項国庫補助金、補正額 10 万 9,000 円、計の 6,490 万 6,000 円。

4 款支払基金交付金、補正額、減額の 2 万 2,000 円、計の 2 億 7,095 万 7,000 円、1 項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5 款県支出金、補正額 5 万 3,000 円、計の 1 億 5,810 万 7,000 円、2 項県補助金、補正額 5 万 3,000 円、計の 621 万 8,000 円。

6 款繰入金、補正額、減額の 596 万円、計の 1 億 3,914 万 5,000 円、1 項一般会計繰入金、補正額、減額の 595 万 9,000 円、計の 1 億 3,914 万 5,000 円、2 項基金繰入金、補正額、減額の 1,000 円、計のゼロ円です。

8 款諸収入、補正額、減額の 42 万 3,000 円、計の 314 万 8,000 円、3 項雑入、補正額、減額の 42 万 3,000 円、計の 314 万 3,000 円。

歳入合計、補正額、減額の 624 万 3,000 円、計の 11 億 105 万 1,000 円。

続きまして 2 ページをお願いいたします。歳出です。

1 款総務費、補正額、減額の 82 万円、計の 1,345 万 8,000 円、1 項総務管理費、減額の 18 万 5,000 円、計の 311 万 1,000 円、2 項徴収費、補正額ゼロ、計の 64 万 8,000 円、3 項介護認定審査会費、補正額、減額の 63 万 5,000 円、計の 969 万 9,000 円。

2 款保険給付費、補正額、減額の 4,163 万 8,000 円、計の 9 億 4,252 万 5,000 円、1 項介護サービス等諸費、補正額、減額の 4,021 万円、計の 8 億 4,345 万 1,000 円、2 項介護予防サービス等諸費、減額の 134 万 8,000 円、計の 2,576 万 1,000 円、3 項その他諸費、補正額、減額の 1 万 5,000 円、計の 31 万円、4 項高額介護サービス等費、補正額、減額の 85 万 1,000 円、計の 2,239 万 6,000 円、5 項高額医療合算介護サービス等費、補正額 140 万 2,000 円、計の 370 万 2,000 円、6 項特定入所者介護サービス等費、補正額、減額の 61 万 6,000 円、計の 4,690 万 5,000 円。

5 款地域支援事業費、補正額、減額の 246 万円、計の 4,241 万 7,000 円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額、減額の 242 万 2,000 円、計の 1,616 万 4,000 円、2 項一般介護予防事業費、減額の 46 万 4,000 円、計の 810 万 4,000 円、3 項包括的支援事業・任意事業費、補正額 44 万 9,000 円、計の 1,813 万 2,000 円、4 項その他諸費、補正額、減額の 2 万 3,000 円、計の 1 万 7,000 円。

6 款公債費、補正額、減額の 9 万 8,000 円、計のゼロ、1 項公債費、補正額、計とも同額です。

7 款諸支出金、補正額ゼロ、計の 2,292 万 5,000 円、1 項償還金及び還付加算金、補正額、計とも同額です。

8 款予備費、補正額 3,877 万 3,000 円、計の 5,824 万円、1 項予備費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正額、減額の 624 万 3,000 円、計の 11 億 105 万 1,000 円。

3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）、歳入、1 款サービス収入、補正額、減額の 101 万 4,000 円、計の 261 万 8,000 円、1 項予防給付費収入、補正額、計とも同額です。歳入合計、減額の 101 万 4,000 円、計の 291 万 9,000 円。

歳出、1 款事業費、補正額、減額の 105 万 4,000 円、計の 249 万 7,000 円、1 項包括的支援事業費、補正額、計とも同額です。

2 款予備費、補正額 4 万円、計の 42 万 2,000 円、1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、減額の 101 万 4,000 円、計の 291 万 9,000 円。

4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）の総括につきましては、割愛させていただきます。

それでは、5 ページから歳入について説明をいたします。

歳入の国庫補助金、それから支払基金交付金、それから県補助金につきましては、申請額の決定によります補正を計上しております。

それから、6 款繰入金、一般会計繰入金につきましては、実績に基づいて補正をさせていただいております。1 目の介護給付費繰入金ですけれども給付費のほうが減額になりましたので、525 万 4,000 円の補正をしております。2 目の地域支援事業繰入金、それから 3 目につきましては実績に基づいて補正をしております。

続きまして 7 ページですけれども、こちらと同じように実績に基づいて、繰入金につきましては補正をしております。

続きまして歳出のほうを説明いたします。

主なものは介護給付費のほうの減額となっております。

9 ページをお願いいたします。

保険の給付費ですけれども、全体で 4,563 万 8,000 円の減額をしております。

主なものの減額ですけれども、9 ページにあります、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費の 1 目、居宅介護サービス給付費ですけれども、こちらのほうは実績に基づき、1,511 万 9,000 円の減額をしております。それから 3 目の施設介護サービス給付費、こちらのほうは 1,993 万 9,000 円の減額をしております。これにつきましては 27 年度に老人保健施設が 30 床の施設が出来ましたけれども、ほかの老人福祉保健施設のほうで減額になっておりますので、こちらのほうは減額にさせていただいております。

それから、10 ページです。一番上にあります、1 目の介護予防サービス給付費、こちらのほうは 23 万 7,000 円の増額補正をしております。これにつきましては、訪問介護のサービスを受けてる方が増ということで、11 月までは 20 万円で推移してございましたけれども、12 月以降は 27 万円で推移しましたので、この分は増額の補正をしております。

それから、2 目の地域密着型介護予防サービス給付費で 5 万 4,000 円の補正をしております。これにつきましては、小規模多機能居宅介護サービスを受けてる方が住所地特例でいらっしゃいましたので、その分で増額となっております。

それから、12 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費ですけれども、こちらのほうは 160 万 2,000 円の増額をしております。これは、介護保険とあと医療保険の、両方の利用者の 1 年間の両方を合算しまして、限度額を超えた分につきまして支給される制度であります。これにつきましては、平成 27 年度は 100 件ほどありましたので、この分は増額となっております。

それから、14 ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費の 2 目介護予防ケアマネジメ

ント事業費ですけれども、この分で嘱託員の報酬と共済費、社会保険料を増額しておりますけれども、これにつきましては、次に説明しますサービス事業勘定のほうで収入のほうが減っており減額になっておりましたので、この分をこちらのほうに組みかえをしております。1 月分を組みかえております。

それからすみません、15 ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的事業費ですけれども、こちらと同じようにサービス事業費勘定のほうから、嘱託員の報酬と社会保険料っていうことで74 万、それから社会保険料のほうは11 万4,000 円組みかえをしております。こちらのほうは、4 カ月分を組みかえをしております。

それから予備費のほうですけれども、歳入歳出調整のため、今回3,877 万3,000 円の補正をしております。

合計しまして、5,824 万円と予備費のほうはなりますけれども、返還金のほうが約2,600 万ほど、この中に含まれております。

続きまして、サービス事業費勘定のほうについて説明をいたします。

17 ページの総括のほうは割愛させていただきます。

サービス事業勘定の歳入のほうですけれども、先ほど報酬の組みかえをいたしましたけれども、収入のほうが減額になっております。101 万4,000 円の補正をしておりますこれ、ケアマネジメントの作成する分が減ったため、収入が減ったということであります。

続きまして歳出ですけれども、19 ページをお願いいたします。保険事業勘定のほうに組みかえをしましたので、その分で減額の105 万4,000 円の補正をしております。

それから予備費として4 万円を計上しております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

人件費の組みかえしとりますでしょ、中身がよくわからんもんですから、ちょっとお尋ねします。

14 ページに介護予防の生活支援ケアマネジメント事業費の中に嘱託員と共済費がずっとありますよね。これをサービス事業勘定から組みかえしておりますから19 ページのほうからだと思うんですが、それぞれ嘱託さんの何名をどのように動かしたかちゅうのを再度説明をしていただければ助かるんですけど。パート賃金が何名得られて、下から、サービス事業勘定が仕事がなかったから上のほうに持っていかれたのかどうか、そこら辺をちょっと教えてください。14 ページから19 ページの報酬、嘱託員、パート賃金関係を。

議 長（西 日出海 君）

いいですか、住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

まず、すみません、19 ページのほうですけれども、介護予防ケアマネジメント事業費として、まず報酬ですけれども、お2 人の方で、お1 人の方12 カ月分組んでおりました。そして、もう1 人の方につきましては、1 月分を組んでおりました。

今回の組みかえですけれども、12 カ月組んでた方を、15 ページにあります、一番上の段にあります包括的支援事業費の嘱託員報酬、4 カ月分をこちらのほうに74 万円組みかえをしております。

す。同じく社会保険料も同じように組みかえをしております。

それから14ページですけれども、こちらの上の段にあります報酬で17万7,000円ですけれども、あと共済費ですけれども、こちらのほうはもう1人、1カ月組んでた方の分をこちらのほうに組みかえをしております。

仕事の内容なんですけども、サービス事業勘定のほうにつきましては、介護保険給付費の要支援1、2の方に対するケアマネジメント作成の分であります。

それから、組みかえしました地域支援事業費のほうのケアマネジメントですけれども、こちらのほうは平成27年度から新しく総合事業として町のほうでするようになってますので、その分のケアマネジメントの分をしていただいております。

それから後、もう1つのページのほうの包括的支援事業費のほうですけども、こちらにつきましては認知症とか、ひとり世帯に対する事業なんですけども、その分で1カ月分をこちらのほうにいただいたということで、こちらのほうに組みかえをしております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

それぞれ目ごとに仕事の内容があらわれると思うんですけども、減ったところはその仕事はなくてほかのところに仕事を移したということ、ただ単純的に数字のマジックで足らなかったから動かしたってということなんですかね。仕事の中身がかわっていったのか、それともサービス事業勘定で収入が、任意事業ですから少なくなったから、ほかの目から出すようにしたのか。

議 長（西 日出海 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

結果的にですけれども、サービス事業勘定のほうのケアマネジメント事業の分なんですけども、収入自体がケアマネジメントを作成しましてその分で収入が入ってくるんですけども、その分の件数が少ないってことで収入が減っております。実際的にはこちらの仕事もされてますし、もう一方の保険事業勘定のほうも同じようなケアマネジメントなんですけども、そちらのほうも同じような仕事をされてますので。時間とらせてもらってもいいでしょうか。すみません。

議 長（西 日出海 君）

じゃあこれから休憩に入りますが、その間に準備してください。時間的に5分あれば十分ですか。はい。じゃあ30分から再開いたします。

（14時24分 休憩）

（14時31分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

担当のほうから、住民福祉課長、答弁を求めます。

**住民福祉課長（内田 明文 君）**

時間を取らせて申し訳ありません。

当初予算で、ケアプランの作成につきましては、足りなくなったら困りますので、多めに予算は、最初は組んでおります。

2 名の方ですけれども、このケアプランばかりじゃなくて、ほかの業務もされてますので、その仕事に応じて、今回組みかえを行ったということです。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

ということで御理解を願います。

いいですか、ほか、どうぞ。9 番。

**9 番（仲村 吉博 君）**

理解しがたいので、お尋ねする次第です。

9 ページに各種居宅介護サービスを中心にして軒並み減額があつてるわけですが、介護保険の被保険者数は増えてるんじゃないかなと思いますけれども、これは金額が減額されてるっていうことは、利用者が減ってきたというふうに理解してるんですが、これだけ減ってきてるっていうのは、どういうことが原因でしょうか。それがちょっとわかりません。なぜ、疑問に思ってるかっていうと、利用者の数が減ってるということは、利用したくてもできないという人もおられるかもしれないし、介護保険を必要としない被保険者もおられるということ、いずれにしても、減ってくるわけなんです、そのことについて、被保険者数が分母として、まず増えてるのか増えてないのか、いきなりの質問ですので、数までは求めませんけれども、そのことについて、増えてる、増えてないのかってことと、先ほど、質問の中でも申し上げましたように、実際に利用することが必要な人が利用を控えてるのか、あるいは事実利用する必要がない方が増えてるのか、そのあたりについて、当初の予算を決めたときと、どういうことが事情として考えられるのかを説明をしていただきたいと思います。

答弁をお願いします。

**議 長（西 日出海 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（内田 明文 君）**

保険者の数ですけれども、こちらの方は、65 歳以上の方が年々増えてますので、この分は、増となっております。

それから、介護保険の給付費のほうが、減額になつてるということで、利用者が減ってるかという御質問ですけれども、実績で言いますと、前年度と比べたら、見込みですけれども、減つてるようです。実際に利用がしてないかどうかというのは、正直、今の段階ではわかりませんが、ただ、介護予防につきましては、町のほうでケア教室とか、はつらつとかを実施してますので、その分もいくらか影響はあつたかとは思いますが、その利用がしたいけどされないとか、そういったことにつきましては、今ちょっとお答えができません。

**議 長（西 日出海 君）**

9 番。

**9 番（仲村 吉博 君）**

そのことについて、問題提起ということで受け止めていただきたいんですが、次年度の予算を組むときには、当然、ことしの分が当初予算を組んで、それがどの結果でこういった数字になって落ちてきたのかということについては、十分検討されないといけないと思うんですね。それで、私が申しあげましたように、利用したくてもできない人、ということは、利用料がその人にとって高いという場合があります。それとか、健康がそれなりに前進して、必要としない方も増えてるというようにいろんな要因があろうかと思えます。そのことについては、統計と、簡単にとれないかもしれませんが、佐々町の場合には、介護予防事業の段階から高齢者には接触しておられるわけですから、大きい都市とは違って、的確に把握できる条件は整ってると思います。その辺りでは、十分、私が今、お尋ねしたことについては、やはり、基本的にはいつでも答えられるようにしっかりと実態を把握しておられるということが必要だと思います。これから、ますます高齢者、65歳以上は増えていくわけですから、そのことについて、その方たちの健康状態については、しっかりと把握しておくというのは、必要なことだろうというふうに思いますので、そのことについては、問題提起、宿題として提起しておきますから、決算のときまでに十分答弁ができるように用意しとってください。特にこれ以上は申しあげませんけれども、そのことについてはしっかりと用意をしておいていただきたいということを申しあげて、質問を終わります。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。議案第33号 専決処分した事件の承認を求める件（H27年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第6号））は、承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定しました。

— 日程第 7 議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）） —

議 長（西 日出海 君）

日程第 7、議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））を議題とします。執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第34号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案第34号の説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、1 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、1 款後期高齢者医療保険料、補正額10万9,000円、計8,493万8,000円、1 項後期高齢者医療保険料、補正額、計ともに同額でございます。

5 款諸収入、補正額 4 万円、計 4 万7,000円、1 項延滞金、加算金及び過料、補正額ゼロ、計 2,000円、2 項償還金及び還付加算金、補正額 4 万2,000円、計 4 万4,000円、4 項雑入、補正額、減額2,000円、計ゼロ。

歳入合計、補正額14万9,000円、計 1 億2,660万5,000円。

歳出です。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額49万3,000円、計 1 億2,411万2,000円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計ともに同額でございます。

4 款予備費、補正額、減額34万4,000円、計103万9,000円、1 項予備費、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額14万9,000円、計 1 億2,660万5,000円。

2 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括については、割愛させていただきます。

全般的に、決算見込みに併せた歳入歳出予算の補正を行っております。

3 ページ歳入でございます。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収関係につきまして転出等での異動等を見込んで計上しておりました。それと普通徴収保険料につきましては、その特別徴収等から普通徴収への切り替え等を勘案しまして、補正を計上していたとこそすけども、最終的に決算見込みとして調整が生じたので、今回の補正をさせていただいております。

次に歳出でございます。

最後 5 ページでございますが、2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、49万3,000円の増額となっております。これは決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長（西 日出海 君）  
これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）  
質疑もないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定しました。

— 日程第 8 議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号） —

議 長（西 日出海 君）

日程第 8、議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第35号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

それでは、議案第35号の御説明をいたします。

めくっていただいて、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、6款諸収入、補正額77万8,000円、計414万4,000円、3項雑入、補正額77万8,000円、計の412万3,000円。

7款町債、補正額、減額の220万円、計の2,440万円、1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額の142万2,000円、計の6億2,360万7,000円。

歳出にいきます。1款総務費、補正額、減額の373万円、計の1億8,982万円、1項総務管理費、補正額、計とも同額です。

2款建設費、補正額、減額の224万9,000円、計の6,901万8,000円、1項建設費、補正額、計とも同額です。

3款公債費、補正額4,000円、計の3億4,136万円、1項公債費、補正額、計とも同額です。

4款予備費、補正額455万3,000円、計の2,340万9,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額の142万2,000円、計の6億2,360万7,000円。

次のページをお願いします。3ページです。

第2表地方債の補正。変更。起債の目的、公共下水道事業。補正前の限度額2,660万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率年3%以内（ただし利率見直し手法方式で借り入れる政

府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後の限度額でございますが、2,440万円。内容につきましては、汚水分が940万円、雨水分が1,500万円ということになっております。起債の方法、利率償還法については、補正前の額と同じでございます。

4 ページ、5 ページの総括については割愛させていただきます。

6 ページの雑入のところでございます。

1 目の雑入で下水道事業受益者加入協力金ということで、歳入見込み減による減額ということで15万円減額させていただいております。

建物災害共済保険料92万8,000円でございますが、こちらは真申のマンホールポンプの操作盤が事故に遭いまして、その事故の保険金ということで全額、補償費用が92万8,800円の金額になりますが、その部分保険金で充てております。

なお、歳出につきましては、修繕料につきましては、緊急分の予算がございましたので、そちらのほうの予算を使わせていただいております。

7 款の町債のところでございます。下水道事業債でございます。先ほど言いましたように、汚水分が1,140万円から940万円、200万円の減額、雨水分が1,520万円から1,500万円ということで、20万円の減額ということで、合わせて220万円の減額となっております。

すいません、次の歳出のほうに移らせていただきます。7 ページお願いいたします。

ほぼ減額でございますが、まず、2 目の管渠管理費の委託料の減額でございますが、これは緊急分ということで、下水管が閉塞したときに緊急用として予算を計上してございましたけど、その分の皆減でございます。3 目のポンプ場管理費でございます。こちらの修繕料につきましても、入札執行残による減でございます。委託料のマンホールポンプ情報配信サービス業務委託料につきまして2,000円、すみません、算定ミスで2,000円足りなくなったということで、増額補正をさせていただいております。4 目の処理場管理費、それと大新田の第2ポンプ場管理費のそれぞれの減額でございますが、これも実績による減額でございます。

2 款の建設費、各々工事請負費の減額をしております。実績による減額という形になっております。

8 ページの公債費の利子の4,000円の増でございますが、すみません、こちらのほうも算定ミスを行いまして、3,600円ほど足りなくなっておりますので、その分で補正させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永安 文男 君）

すみません、7 ページですけれども、ちょっとお尋ねします。

ポンプ場の管理費ですね、それから処理場管理費のところの減額ですけれども、去年だったか、産業建設委員会で、現場の視察と言いますか、現地を見に行ったときの、いろいろ外のほうに、においがちょっと気づくような感じだというような話も出てですね、それをどういうふうに、まあ緊急的に措置ができないのかっていう話があって、課長、こういうふうな方法もありますよというような話も現地でしたりされたと記憶してるんですけども、その辺のことで、減額が起きるということであれば、それなりの措置がされたかどうか、それでまた、今後28年

度においてそういうふうな検討結果の対応措置があるのかどうかということをお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

においの件と言われたんですが、ちょっと記憶にございませんで、確か、振動、騒音の件でお話をしたと思っております。その件につきましてはメンテナンス事業者が、処理場の維持管理につきましては業者に委託しておりますので、そちらのほうで、うちのほうで消耗品を支給して、そちらの中で対応させていただくということで対応させていただいております。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

4 番。

4 番（永安 文男 君）

ありがとうございます。振動の件は巻いたりしてから、少し落とすっていうような話やったですね。あそこの下のカルバートを歩いたときに、あそこの流れがあつて、あそこの処理場の上を歩くときにそういうふうなおいが感じたから、そういうことは低減されないんですかっていうようなお話もちよとしておったんですけど、それは数値ないということで、別段その措置は必要ないということで理解しとくべきでしょうか。再度お尋ねします。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

それでは御指摘の部分がありましたら対応させていただきたいと思いますが、今のところ私のほうではちょっと把握しておりませんので、また後もってその部分については御相談させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

4 番議員に申し上げます。個別的なものというふうに、委員会の中でまだ出てないんでしょ、話は。

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

今、4 番議員さんが言われましたように、下水道のポンプ場を産業建設文教委員会の中で見学いたしました。そのときに、ゴムをひいてあつたんですけども、そこがところどころ抜けとって、多分、永安議員はそういうこと言っておられるんじゃないかなということで、私は思うんですけど、いかかかなど。そこのところのにおいが少し漏れよつたということじゃないかなということを思いますけど。

議 長（西 日出海 君）

わかりました。担当のほうと十分に協議をしてください。  
ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）  
ないようですので質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）  
ないようですので討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件（平成27年度  
佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定しました。

— 日程第 9 議案第36号 佐々町都市公園条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）  
日程第 9、議案第36号 佐々町都市公園条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第36号 朗読）

中身につきましては、建設課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

めくっていただきたいと思います。

佐々町都市公園条例の一部を改正する条例。

佐々町都市公園条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正前、改正後につきまして第 1 表を略しております。

第 2 条の 1 のところでございますが、2 ページをお開きいただきたいと思ひます。

その中で、一番最後のところに、ふれあいの里公園ということで、改正前が公園の位置といたしまして、佐々町市場免 113 番地の 7 ということで、今回、先ほど提案理由は述べられましたとおり、中央保育所の民営化に伴いまして、財産処分の予定がありますので、現在位置しております公園の位置がその対象の中に入っておりますので、改正後の位置である佐々町市場免 93 番地 3 に変更したいということで御提案をしております。

資料といたしまして、位置図を添付しておりますけれども、現状の改正前の公園の位置がブルーで示しておるところでございます。面積的には 1,500 平米程度の面積でございます。改正後は保育所より手前のほうになりまして面積が 3,352 平米ということで、この位置でふれあいの里公園を整備いたしまして、今後利活用を進めていければというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（西 日出海 君）

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

提案理由に述べておられます中央保育所民営化、このことについては民営化そのものについて私は問題があるかと、民営化について反対してるものであります。したがって、その前処理の条例改正については反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。議案第 36 号 佐々町都市公園条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

これより 10 分休憩いたします。再開を 3 時 10 分といたします。

（15 時 01 分 休憩）

（15 時 11 分 再開）

— 日程第 10 議案第 37 号 訴訟上の和解に関する件 —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10、議案第 37 号 訴訟上の和解に関する件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 37 号 朗読）

この件につきまして、私のほうから説明させていただきたいと思っております。

このことにつきましては、町民の皆様また議会の皆様方大変御迷惑おかけしているわけでございますけど、昨年 6 月において訴えの提起というのを議決させていただきました。

土地明け渡し請求の件につきましては、平成 27 年の 8 月 3 日に長崎地方裁判所佐世保支部に訴状を提出し、これまで 8 回にわたる裁判が実施されたところでございます。原告である町としましては、温泉の掘削が目的であり、事業化できないという現状からも見ても、土地使用承諾書期間は終了しているため、土地明け渡しをすべきという主張をしまりました。一方、被告は、資金繰りの件で早期実現が困難であっただけで、諦めてはいないと反論されたところであります。

審議を重ねる中で、裁判官は、被告が整備した温泉設備等については一定の価値があるが、町、被告とも、失敗したときのことを想定していないと。町も当該土地を 20 年間無償で貸与しているところから、一定程度の妥協はすべきであるとして、このたび、4 月 15 日の第 7 回の弁論準備手続において、裁判所より、議案に記載の内容で、和解勧告がなされたところでございます。

本町としましては、裁判所からの勧告を真摯に受けとめ、被告との関係を完全に断ち切った上で、当該土地を早期に有効利用するため、本件の和解に応ずることが最も望ましいと判断したわけでございますので、どうぞよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

この件につきましては、今後、28 年 6 月 27 日に和解の了承案が出れば結審をする予定ということとなっております。

中身につきましては企画財政課長のほうから説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長、今の議案として上がっております 1 ページ、2 ページについては、朗読をお願いします。企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

議案第 37 号を 1 枚おめくりください。まず当事者でございますが、原告は、佐々町本町でございます。被告につきましては、佐賀県鹿島市大字納富分 3114 番地 5、祐徳温泉株式会社代表取締役岡田尚武という形になっています。

で、和解の要旨ということで、ここが裁判所からの勧告を出た内容でございます。

（1）原告は被告に対し、解決金として 500 万円の支払義務があることを認める。

（2）原告は被告に対し、前項の金員を、平成 28 年 6 月末日限り、被告が指定する被告訴訟

代理人預かり金口座に送金する方法で支払う。ただし、振り込み手数料は原告の負担とする。

(3) 被告は原告に対し、物件目録記載の土地（以下、「本件土地」と言う。）を掘削して湧出した温泉（佐々温泉清峰之湯として登録したもの。以下、「本件温泉」という。）に関する一切の権利を譲渡し、温泉権その他一切の権利を主張し又は行使しない。

(4) 被告は、原告が本件温泉に関する一切の権利を確保するための手続（温泉台帳の名義変更手続を含む。）に協力する。

(5) 被告は、原告に対し、本件土地に存在する本件温泉に関する設備（以下「本件設備」という。）の所有権、その他一切の権利を譲渡する。

(6) 被告は、原告に対し、現況有形有姿にて本件設備を引き渡す。

(7) 被告は、本件和解において、原告に対し、本件温泉の湧出量、泉温及び泉質等が温泉分析書のとおりであることを保証せず、その責任を負担しない。被告は、本件和解において、原告に対し、本件設備の形状、性状、老朽化及び構造等に関する責任も負担もしない。

(8) 原告と被告とは、被告が原告に対し本件土地を明け渡したこと、被告が本件土地を占有していないこと及び被告に占有権がないことを確認する。

(9) 原告と被告とは、被告が本件土地に係る原状回復義務を負わないことを確認する。

(10) 原告と被告とは、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(11) 訴訟費用は各自の負担とする。

3、物件目録。土地。所在、北松浦郡佐々町小浦免字三反浜。地番、45番1。地目、雑種地。地籍、6,826平方メートルでございます。

それで、裁判所からの和解勧告については、今、御説明を申し上げたとおりでございまして、なお、資料を同じく添付いたしておりますけれども、資料の2ページから5ページまでで、第7回弁論準備手続において示された和解条項ということで、資料に添付させていただいております。

訴訟に至りました経緯や審判の経緯等についてですが、訴えの提訴で議決をいただいたときにもお話をしておりますが、資料の7ページから9ページのほうにまとめてございます。

それで、一つ、申しわけございません、先般5月25日に全員協議会のほうで、この同様の資料をお示しし、御説明したところなんですけれども、この7ページの2月13日のところで、3つ目の、下から2つ目のぼつに、温泉井戸の掘削は担当委員会です承という形で記載をしていたものをお渡ししております、委員会では、その1月23日のところを見ていただければわかりますけれども、総務厚生委員会には、試掘の了解を求めるという形になっておりました。で、2月13日に、被告が来町されたときの説明として、文言を、掘削は担当委員会の了承として書いておりましたけれども、それは、非常に申しわけございません、私の誤記でありまして、被告に対しても、温泉井戸の試掘については担当委員会です承したというふうに説明をしております。申しわけございませんでした。記録を再度確認していたら、試掘は担当委員会です承したということでお話をさせていただいております。

それで、今回の件につきましては、今、記録に残っているところからずっとさかのぼってみますと、平成19年の7月9日に、被告であります祐徳温泉から温泉事業の実施について説明を受けたことから始まっております。

町としての地域の活性化のため、計画は好ましいものの、予定地でありますサンビレッジ周辺はスポーツの施設等もございまして、全体的なエリア構想を考える必要があるということで、まずは試掘を行ってからということで協議を進めて、議会へも御説明し、議会からの御了解を得た上で、温泉法上の県へ掘削申請するための添付資料として必要な土地の利用承諾を、平成20年の5月14日に被告に対して交付いたしております。

その後、県のほうから掘削許可を受けました被告は、試掘を開始されましたけれども、1,350

メートル掘っても期待した湧出量が見込めず先へ進めないとの報告が、平成21年の7月22日、資料の7ページの一番下でございますけども、記載したとおり、そういうふうにあっております。

その後、試掘による温泉井戸を活用できるほかの事業者を公募するなどの対応を議会へも御説明しながら進めてまいりましたが、現在まで温泉の井戸が活用されず放置された状態となっており、その温泉井戸がある町有地につきましても有効な活用ができない状況となっておりますことから、昨年の6月議会におきまして、土地の明け渡し訴訟を提出するという事で議決をいただき、平成27年8月3日、裁判所に訴状を提出、それで、これまで8回の審議を行ってきたところでございます。

その審議の過程での、佐々町、原告側と、被告のやりとりにつきましては、資料の6ページのほうに別添2として記載をさせていただいておりますけども、まず本町としましては、平成27年8月3日の訴状の中で、いわゆる現状を復旧して、埋め戻して明け渡しというふうな趣旨で訴えを起しております。

それに対する答弁書というのが、被告のほうから、平成27年9月8日に出されたり、あるいはその後の第2回目、3回目以降の弁論準備手続で、それぞれ準備書面とかという部分で、原告、被告側が、それぞれ文面で意見を主張している分がございますので、その辺をこの6ページの別添2のほうで整理をしております。

特に、被告側からは、この資料6ページの井戸掘削経緯等のほうに、中ほどにございますけども、原告、我々町としましては、我々被告に土地使用承諾したのは温泉の試掘が目的であることは明らかで、試掘の結果、事業化しないことは、返還時期が到来していること、使用対象期間外で使用していることが明らかであるという理由でも、訴状のほうに記載をしております。

ただし、相手方としては、その下になりますけども、27年12月8日の準備書面で、土地使用承諾書の使用する期間には、平成20年7月1日以降、本事業に係る温泉施設営業開始日より20年間とあり、本使用貸借の契約期間は、始期が平成20年7月1日、終期が温浴施設営業開始日から20年間ということで、返還の期限は到来していないというふうな反対の主張がなされており、また、平成21年7月22日に、被告が期待した湧出量が確保できないということで、井戸を埋め戻してもいいというようなことを言われたっていうのを、我々としては訴状の中で記載をしましたが、その下ですけども、答弁書の中で、被告側としては、いや、井戸を埋め戻してもよいとは言っていないという反論がなされていたりしております。

また、温泉権につきましては、被告側の主張でございますけども、物件としての温泉権を持っていますと。そしてそれに対して、本町としましては、温泉権につきましては、土地の利用権は含んでませんということで、温泉権に基づき、本件土地を使用収益する権限はないということで、昭和43年の仙台高裁の例を用いながら反論をさせていただいております。

その他、被告側から、温泉掘削費用として既に5,000万円以上かけている、あるいは、仮に本件土地を明け渡さなければならないとしても、土地の価値が増加しているということで、有益の償還請求をすることもできるというような反論がなされております。

双方の主張は、これまで複数回にあつて、行われましたから、去る4月15日の第7回弁論準備手続におきまして、正式に裁判所からの和解勧告がなされたという状況でございます。

これにつきまして、裁判官とか本町の弁護士からの意見といたしまして、資料の1ページのほうに記載をしておりますが、裁判官の主な主張は、先ほど町長がおっしゃったようなことで、失敗したときの考えを考えていないと。契約上の問題あるいは一定の価値は認めるが、被告側としては、当箇所全額回収じゃ無理です。ただ、町も20年間無償で貸すとしてきたため妥協はすべきじゃないかと。で、町弁護士としましては、裁判官としては、土地使用承諾書の使用する期間ということの記載を重視されており、使用期間の期間満了や目的達成による終了事由

はないというふうに認識されているところです。本町が訴えで起こしました明け渡し請求が認められた場合でも、判決だけでは祐徳温泉との関係を完全に断ち切ることは難しいのではないかと、一定程度の支出を伴うとしても、関係を断ち切るために、和解に応じることは意味があるのではないかと、御意見もいただいているところであります。

以上で、裁判、和解勧告までの経緯について御説明いたしました。よろしく申し上げます。

議 長 (西 日出海 君)

ちょっとそのまま休憩申し上げます。

(15時28分 休憩)

(15時31分 再開)

議 長 (西 日出海 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。2番。

2 番 (阿部 豊 君)

何点か質問させていただきます。

私のほうにいただいた議案37号とその資料、それと全協で5月25日にいただいた資料を拝見させていただいて質問するものです。

まず、この和解の内容、解決金500万円を、結局支払いを義務づけられているということで、端的にどういうお金なのかということ判断したときに、その弁護士の意見、資料の中にありますとおり、その相手方、祐徳温泉との関係を断ち切る、いわゆる手切れ金と読み取れます。

それで、まず、なぜこの手切れ金的な支払いを町が負うべきなのかという点で、例えて、町が温泉を掘りたくて業者に発注する場合は、委託すると数千万円必要ですね。で、でも今回は相手方が温泉を掘りたくて試掘というか、掘削をした結果生じた問題ではないのかと。それで、なぜ手切れ金を払わなければいけないのかというところで、ちょっと理解に苦しむところがあるんですけども、弁護士の意見にありますとおり、裁判官は、契約書がないから無期限とも思える土地使用承諾書のことを重んじられていると。私自身、この土地使用承諾書というのを28年の5月の段階で、この文書自体を拝見させていただいた次第ですけれども、一番のネックは、この文書と契約が問題だということ裁判官も指摘されていると。裁判官が指摘されている競争入札であれば、契約があるはず、町も負担が生じていると。で、数千万円の負担が生じていれば、予算がおのずと必要になり、議案として提出、提案され、議会としてそれを賛成しているのかどうかという部分もあります。結果として、その祐徳温泉の負担でやってもらえるならやってもらおうと、そういった執行の事務遂行があったからこそ、当時の総務委員会が契約を早急にするように迫ってあったのではないかと、御判断しているんですけども、当時の議員が盛んに質問されている内容にも、そういったところが読み取れるところがあります。で、議会としては、試掘であると議員は認識していたのではないかと。

何が申し上げたいかという、今回の500万の負担は、当時の総務委員会の指摘を無視した対応にあったのではないかと、原因としてですね。いわゆる契約書なしの事務によって生じた問題ではないかと。

私が考えますに、その通常、公有財産、行政財産、普通財産の立ち入りないし、財産への形状変更等申し込まれる場合には、財務規則の取り扱い上も、所定の申請、公有財産の形状変更の申請を出されて、許可を出すという事務手続がなされるのが通常ではないかと。その分の文書すらないというのは、なぜないのかという点の疑問点があります。町の事務的な——があっ

たのかどうかの点を伺いたい。執行の判断はどのように考えられておられるのかをお伺いしたいと考えております。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

そのときの総務委員会といいますか議会というのか、役場の理解としては、先ほど議長が申されましたように、初めは試掘だということで、これは、佐々町に温泉施設というのを、ちょうどそのときにはブームでしたね。温泉っていうか、そういう。温泉に入って体を健康にするという。前、西海ハローにあったのが止まったものですから、その後、佐々町でどこか温泉が出ないかということで、そしたらあそこが掘ったらどうだということで、多分その祐徳温泉さんのほうにそういう話が行ったんじゃないかと思っておりますし、その中で、町としても、こういう試掘をやるうということで、確かにそういう段階で、担当のほうは、土地の使用承諾書というのを出している。そういうことで、多分、契約はしないで、土地の使用承諾書というので対応していたんじゃないかと私は思っています。

そういうことで、それがやはり今、下のほうに書いてある、裁判官から指摘を受けた20年間っていいですか、そういうところが今ネックになっているということで、確かにそれは事務的なミスがあったかもわからないんですけど、そのときには、そういうことでやられたんじゃないかと思っておりますし、確かに、今、指摘されれば、やはり契約っていいですか、そういうことで。ただ、競争入札っていいですか、そのときに温浴施設というのをつくるというのは、数が多分なかったと思います。ただ、祐徳温泉さんぐらいしか、こちらでするっていうことがなかったんじゃないかと思っております。そういうことで祐徳温泉さんのほうに話をしたんじゃないかと思っておりますし、そういうことであれば、やはり今言われますとおり、この土地使用承諾書というのがやはり少しネックになったのかなってというのは間違いないと思います。

ただ、やはりこれは町としても、今、掘削っていいですか、やはり弁護士っていいですか、裁判官のお話によれば、そういう契約のほうも問題があったわけでございますけど、やはり祐徳温泉さんも、5,000万っていいですか、そういう金額をかけて掘られているということで、町としては、温泉権ですか、温泉権というのがやはり売買されているという実績もあるわけですね。温泉権をですね。だから、そういうことで、裁判官のほうにも、我々もそういう金額というのはなかなか難しいですよというお話をしました。しかしながら、やはり裁判官というのは、こういうことでどうですかと裁判官から示されまして、町としては、これで弁護士さんともお話をして、弁護士さんは、こういうことであれば、やはり関係を断ち切って、やはり新たに出るためにはこれが一番いい方法ではないかということでお話を伺ったということで、今回こういう議案を出させていただいたということでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

理解する部分と、ちょっと再度確認をさせていただきたい部分があるんですけど、当時のその方向性、ブームであった、温泉がブームであった、そういったものを求めていったっていうのは、ちょっと別にして、いずれにしろ試掘をしたいという方向性は合致していたとしても、町長も申されました土地の使用承諾書がネックになっていますよというのは、ポイントとして

私が問題意識する点と合致していると思うんですけども、その町の財産を、特に官公庁の部分は通常の私的な契約等以上にさまざまな事務手間が必要ですよ、大なり小なり。方向性はあってもそれを実現するためには、ちゃんとした申請があって、許可をおろすことによって、その文書、全て文書で処理をするっていうのが事務方の業務ではないかなというふうに思うんですよ。その申請許可、そういった事務的な部分が契約とは別にでも当然あるべきではないかというふうに私自身考えるものですから、実際それが無いということなんですけど、その点については事務的なミスがあったかもというふうな町長の発言でしたけど、ここ重要なポイントですよ。事務的な——があったと執行側は判断していらっしゃるのかどうか、その点をきちんと伺いたいということで質問させていただいている次第です。

議 長（西 日出海 君）

町長、ちょっと一つだけ確認しておきますが、今、町長の答弁の中には、町のほうから相手方に温泉の申し入れをしたという話を受けたんですが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

町長どうぞ。

町 長（古庄 剛 君）

今、お話があったってということでございますが、その話は、そのときには多分、あそこに試掘をさせてくださいと、温泉が出るという、それはもう確実ですよというお話は聞いていました。温泉試掘をさせてくださいと。それで、試掘するために、担当のほうは、土地使用承諾書でいいと判断したと思います。それは多分、私たちもそう思ったし、町長たちもそれで判断して印鑑を打ったと思います。土地使用承諾書を使用して正式に試掘をして温泉が出れば、多分契約をするように計画をしていたと思っている、本契約をですね。それで、故意にこれをやったっていうことは、私はないと思います。これを土地使用承諾書でとりあえずそういうことでやっていこうと、初めはですね、試掘の段階では。その後、きちっとお湯が出れば、本契約にいていたんじゃないかと私は思っております。

議 長（西 日出海 君）

今、言われているのは、——があったか、ないかという聞き方だから、ちょっとその分も。でないと、今、質疑が2つ重なっている。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変これは難しいわけでございますけども、やはり今、そういう弁護士さんとか裁判所からの御指摘を考えれば、——言わざるを得ないと思っております。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

私が認識する限り、その公有財産の改造、使用許可、見させていただきました。土地使用承諾書ですね。厳密に見させていただきました。これは、いわゆる町の様式ではなく、別途何らかの申請をする際の添付書類としての内容だと思うんですけど、これはその分については温泉掘削というふうに記載してあり、期限についてもいわゆるその長期にわたる、言いかえればその期限の終わりがちょっと見えないような状況の承諾書っていう形になっていると思うんです。

けど、その通常の公有財産の使用許可、一時使用許可も含めたところで、その期間と条件とかそういったものを記載するようになっていきますよね、公文書自体。詳しいものになっていると思うんですよ、町と相手方の公有財産使用許可申請について。で、終わりはどうだとか、そういった部分も含めたところの、町として財産を管理するに値するそういった部分を記載するような書式になっていると思います。私自身思うのは、それがあればどうだったのかなという部分もあるもので、その部分の事務的な取り扱いの——があったというふうに町長が今発言されたというふうに認識するんですけども、そういったことで、再度で申しわけないんですけども、そういった事務的——があったと認められたということで認識しておけばよろしいでしょうかね。再度の確認です。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
確かに、これは平成20年の7月1日以降の本事業に関する20年間の記載、20年間っていう記載をやはり裁判官っていうのは重視されておるわけですね。やはりその中で、やはり土地使用承諾書にそういうことをうたったっていう、多分試掘する間の、県のほうに試掘の申請関係で多分入れられたのかどうかわからないんですけど、そういうことで出していってあれば、町としては、やはりこういう20年間という記載はまだする必要はなかったかもわからないと、私はそういうことで、そこで——があったんじゃないかと思っております。

議 長（西 日出海 君）  
いいですか。はい、どうぞ、いいですよ。はい、どうぞ。2番。

2 番（阿部 豊 君）  
ちょっともう一つ、すいません4問目で。  
今回、その訴状の和解に関する件で提案がっております。町としては、その事務的——に対する今後の対応は別途考えているということで認識しておけばよろしいのかということだけ、最後に確認をさせていただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）  
暫時このまま休憩いたします。

（15時48分 休憩）

（15時58分 再開）

議 長（西 日出海 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
ただいま協議をしておりますので、時間の延長をしたいと思います。また、4時を過ぎますので、時間延長をいたします。再開の時間を予定として16時半というふうにしておきたいと思っております。  
これより休憩に入ります。

（15時58分 休憩）

（16時28分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長のほうから、答弁を求めておりますので、どうぞ。

町 長（古庄 剛 君）

時間をとらせて、大変申しわけございません。

先ほど私が阿部議員の質問に答えたことにつきましては、不適切な発言があったと思っておりますので、削除をさせていただきたいと。また、改めて、あす議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。今、町長のほうから、訂正、削除のお申し出がありましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

まだまだ質疑と、そして協議が時間がかかるということでございますので、お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（16時30分 延会）